R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管

/	図	面	日	緑	
		血		业米	

通し番号	図面番号	図 面 名	縮尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮尺	通し番号	図面番号	図 面 名	縮尺
01	P-00	表紙、図面目録	NON	16	P-10	衛生設備 4階平面図(改修後)	1/150	31	P-25	概略工事工程表一1 (参考図)	NON
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	NON	17	P-11	衛生設備 R・PH階平面図(改修後)	1/150	32	P-26	概略工事工程表-2(参考図)	NON
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	NON	18	P-12	衛生設備 1階平面図(改修前)	1/150	33	P-27	概略工事工程表-3(参考図)	NON
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	NON	19	P-13	衛生設備 2階平面図(改修前)	1/150	34	P-28	支障物件確認図	1/300
05	機特-01	機械設備工事特記仕様書(1)	NON	20	P-14	衛生設備 3階平面図(改修前)	1/150				
06	機特-02	機械設備工事特記仕様書(2)	NON	21	P-15	衛生設備 4階平面図(改修前)	1/150				
07	P-01	付近見取図、配置図	1/300	22	P-16	衛生設備 R・PH階平面図(改修前)	1/150				
08	P-02	衛生設備 機器表、器具表	NON	23	P-17	衛生設備 1階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
09	P-03	衛生設備 系統図(改修後)	NON	24	P-18	衛生設備 2階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
10	P-04	衛生設備 系統図(改修前)	NON	25	P-19	衛生設備 3階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
11	P-05	部分配置図(改修後)	1/200	26	P-20	衛生設備 4階便所平面詳細図(改修前後)	1/50				
12	P-06	部分配置図(改修前)	1/200	27	P-21	衛生設備 3階特別教室平面詳細図(改修後)	1/50				
13	P-07	衛生設備 1階平面図(改修後)	1/150	28	P-22	衛生設備 3階特別教室平面詳細図(改修前)	1/50				
14	P-08	衛生設備 2階平面図(改修後)	1/150	29	P-23	各種参考図	NON				
15	P-09	衛生設備 3階平面図(改修後)	1/150	30	P-24	工事中仮設計画	1/300				

1	
担	当

徳島県県土土	整備部営繕 課	工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管				図面番号 P-00	
設計	竣工	w <i>4</i> 7	主処 이 중 다 연	佐 ロ	A3	NON	作図年月	= 77
R6. 5	Rxx. xx	図名	表紙、図面目録	縮尺	A2	NON	2023	徳



I. 工事概要		7. 下請負人の選定 	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経り 選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定す	するように努め	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても
1. 工事名称	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		なければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事についてに主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由書を事前に監督員に提出しなければならない。		併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められ た場合には、速やかに提出すること。
2. 工事場所	徳島市北矢三町 1 丁目		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
3. 建物概要	建物名称 徳島県立徳島中央高校学校 構造・規模 鉄筋コンクリート造4階建て 敷地面積		結してはならない。(なお,有資格業者とは,建設工事の請負契約に係る一般 名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定 格の認定を受けた者をいう。)		◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
	延床面積 西棟: 2,888.76m ² 消防法施行令別表第1の区分 7項	8. 施工体制台帳及び	(1)施工体制台帳の作成	技工仕組入帳 及	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止と
4. 工事種目	種 目 工 事 概 要	施工体系図	受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、 び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作 ともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。		する。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を 講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこ と。
	給 水 設 備 図示配管工事及び試運転調整一式		(2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、	各下請負者の施	
	排水設備 図示配管工事及び試運転調整一式 ガス設備 図示配管工事及び試運転調整一式 撤去工事 図示位置の不要となる機器等の撤去一式.		エの分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正 る法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げな (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳 を作成・保存しなければならない。	ければならない。	資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
5. その他	本工事は,資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく		(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて	施工体制台帳及	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
J. (0)	本工事は、資材価格局属に対する特別指置に 2000 で、行和4.12.9建設第000号)に基づて 特例措置の対象工事である。		び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結した	ときは下請契約	◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について 関係者と協議すること。
II. 営繕工事共通仕	議書		日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。	曜日、祝日等を	◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を 施設管理者と協議すること。
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。		(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい ければならない。	場所に掲示しな	◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
	 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・本造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) 	9. 電気保安技術者等	 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する質 督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に対 技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事 る者とする。 	必要な電気主任 上の資格を有す	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
	· 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版	10 47 + 0 0 0 0 7	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告 ◎エ専問係図書及び監督員とおきます。		◎過積載による違法運行の防止
	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	10. 施工中の安全確保 	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負 知徹底すること。	見入にも十分周	受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
	また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ① 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) ② 建築改修工事監理指針(令和4年版) ③ 電気設備工事監理指針(令和4年版) ④ 機械設備工事監理指針(令和4年版)		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着別 札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載 添付すること。		・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不 当に害さないこと
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行う	うこと。	・過積載による違法通行により,逮捕または起訴された建設業者は,指名停止措置を講ずる 場合がある
	① 質問回答書(②から⑤に対するもの)② 補足説明書③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)④ 図面⑤ 公共建築工事標準仕様書等		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け原第496号),建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号法令に従い適切に処理すること。	国土交通省告示 12. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、 報告及び引き渡しを要する。(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、 工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、工事実績情報として「登録のための確認の お願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登		◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について 仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出 確認を受けてから工事着手すること。	出し、監督員の	用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐ
	録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を別して、		こと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃 棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」
	(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変		な措置を施さなければならない。万一, 損傷を与えた場合は, ただちに監督員しもに, 施設の運営に支障がないよう, 受注者の負担でその都度補修又は補償する		による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員 の指示に従うこと。
	更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、 速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシートラセ。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければ	ト外しの作業を	(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、いて、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに抗ならない。	作業状況につ	(様式3), 産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、 監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送 動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行 業員により確認しなければならない。		◎アスベスト(1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がより結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においます。
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触 (ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)	付きの車両を	ても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与(あり ・ <u>なし</u>)。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により 行うこと。
	◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議る		・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより,労働基準監督署及び自治体に報告す ること。監督員へも結果を提出するとともに,その写しを工事の現場に備え置くこと。
	◎施工図,現寸図,見本等を,工事の施工に先立ち作成し,監督員の承諾を受けること。		◎怀口、攸间に正子表で1〕〕がは、争削に「怀口・攸间下未通」で益自員に従山りで	5 C C o	・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
					図面番号 ○ かみ
		徳島県県土整備部営	エ事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三	西棟改修工事管	#-01 株式会社 上設計
			図 名 営繕工事共通仕様書(1)	縮尺 A3 A2	NON 作図年月 管理建業工 一級建業工 第232203号 工作 里信
		1			

◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を

◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安

7. 下請負人の選定

(3)表示、掲示は次のとおり行うこと。

- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲
- ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示

◎建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る 解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサ イクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工 事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで 存置しておかなければならない。

また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島 県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイク ル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ◎資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工 事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という」。)に基づく 対応は、以下のとおり行うこと。
- (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に 関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定 される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の 工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アス ファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合セン ターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画 書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7 条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、ア スファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場か ら搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する こと。
- (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示 も可)すること。
- (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を 監督員に報告すること。
- (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実 施書を作成し、監督員に提出すること。
- (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、 その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生 コンクリート及び購入土を除くものとする。

◎受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づ き、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場 合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策 法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、 法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場 において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量) と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければ ならない。

◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令 等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再 生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを 提出しなければならない。

13. 材料・製品等

◎本工事に使用する建築材料,設備機材等(以下「建材等」という)は,設計図書に規定する 所要の品質及び性能を有するものとする。

◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工 計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定 めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじ め監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人 公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新 版)」記載品を指すものとする。

◎県産木材の原則使用

- (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型 枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理 由がある場合にはこの限りでない。
- (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森 林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場 合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に 監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の 氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ◎製材等(製材,集成材,合板,単板積層材),フローリング,再生木質ボード(パーティク ルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び 「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理 由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承 諾を得るものとする。

また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」 に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認につ いては、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日 より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木 材であることの証明は不要とする。

◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品 の仕様及び指定工法による。

◎県内産資材の原則使用

- (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材 を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記 載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外 の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共 に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材 (次のいずれかに該当するもの)

- (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- (2) 徳島県内の工場で加工,製造された製品
- 注1 部材, 部品が県外製品であっても, 県内の工場で加工, 製造した製品(二次) 製品)であれば県内産資材として取り扱う。
- 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工,製造した製品も県内産 資材として取り扱う。
- 注3公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材,製 品であること。

◎県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調 達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調 達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理 由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

◎県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関す る法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2 の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用 しなければならない。

◎アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用 生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷され た合材を原則として使用しなければならない。

14. 化学物質を発散する 建築材料等

15. 施工

- ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、 次の(1)から(5)を満たすものとする。
- (1)合板, 木質系フローリング, 構造用パネル, 集成材, 単板積層材, MDF, パーティクル ボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散 しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極
- (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮 発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを 発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1), (3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等
- は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難
- 又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督 員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理 値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、 その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合 は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直 し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

- ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者 名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員 の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書 に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

16. 建設機械等 ◎排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発 第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号) 」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械 とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度 公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民 間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術 審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等 とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建 設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場 において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

◎低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通 省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理 人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設 機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されてい ない機種,規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお,同規程に基づき指定 された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音 規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

◎特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機 械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録 表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

◎不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

17. 遠隔臨場の試行

◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実 施を希望する場合は,「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施する ことができる。

◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の 遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

18. 工事看板等

- ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木 製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合,受注者は,工 事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター (A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しな
- ければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- (1)区画線工事, 舗装工事, 標識設置工事, 照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事

19. 仮設トイレ

- ◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。
- ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- ・ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる 場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ・ 当初請負対象金額 (設計金額) 3千万円以上の工事
- 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる 場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 受注者は,仮設トイレを設置した場合,「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければ ならない。
- なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用し やすい仮設トイレのこと。

20. 設計変更箇所確認

◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇 所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者ととも に、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査 │ ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査 を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これに よらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	_	1回
3千万円以上5千万円未満	_	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約 締結後速やかに監督員と協議すること。

図面番号 工事名 R6営繕 徳島中央高等学校 徳·北矢三 西棟改修工事管 共-02 徳島県県土整備部営繕課 作図年月 A3 図 名 営繕工事共通仕様書(2) 縮尺 2023 A2



株式会社上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

22. 完成図等 23. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ⑥外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。 ◎電子納品:対象 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。 ⑥提出書類・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)・工事写真(電子データ2部)・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)・保全に関する資料・その他監督員が指示する図書(必要部数) ⑥しゆん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をOP-R等に保存する。 ⑥工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真で的確に確認できること。 ⑥工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 ⑥工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 ⑥ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ⑥既存理股管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。 ⑥受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とす 	3)	発注者と工程に関 は、「徳島県の計 に工期延長の請求 5)受注者は、暴力団 を速やかに所轄の 6)受注者は、前項被 協議を行い、その	対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生間する協議を行い、その結果、工期内に工事が設定工事標準請負約款」(以下「約款」という。) なき行わなければならない。 日等から不当介入による被害を受けた場合は、予察署に提出しなければならない。 技事により、工期に遅れが生じると認められた場合に表の請求を行わなければならない。	完成しないと認められる場合) 第22条の規定により、発注者 その旨を直ちに報告し、被害届 場合は、発注者と工程に関する				
1) THE THE	の対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。								
24. 火災保険	 ◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款第55条)(1)対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。 (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 								
25. 公共事業労務費調査	 ◎当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 								
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	 (1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合((2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 								
		徳島県県土整備部営繕	工事名 課 図 名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徒 営繕工事共通仕様書(3)	徳・北矢三 西棟改修工事管	縮尺 A3 A2	図面番号 共-03 NON 作図年月 NON 2023	○ 管理建築士 〒779-4101	か み 社 上 設 計 一級建築士 第232263号 上柿 重信 tel 0883-62-3955 光字町45番地7 fax 0883-62-3966

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
- 官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものと

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出する こと。技能士は適用する工事作業中,1名以上の者が自ら作業するとともに,他の技能者に対して施工品質の向上を図るた めの作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート	・ コンクリート圧送工事作業
	圧送施工	
型枠	型枠施工	· 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	構造物鉄工作業
		・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業
防水	防水施工	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		· FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	• 内外装板金作業
産板及びこい	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	• 内外装板金作業
左官	左官	• 左官作業
	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
建具	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	• 建築塗装作業
	内装仕上げ	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業
内装	施工	・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	· 表具作業 · 壁装作業
配管	配管	· 建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和	· 冷凍空気調和機器施工作業
	機器施工	

(注)表中〇印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

4. 施工条件

施工条件は次による。

- ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること.
- ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない、また、休日においても施 設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある.
- ・なお、学校運営に大きく影響する停電・断水の工程は、原則1か月前に施設管理者に協議を持ちかけ、作業日及び手順に ついて調整を図ること.
- ・登下校の時間を確認し、その時間に入出場、資材の搬入・搬出をしないこと.
- ・関連工事との取合いが多いことから、建築・設備の総合図の取りまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は 入念に行い、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること.
- ・学校運営を継続しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の 保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、学校関係者(生徒・職員・来校者等)の安全・衛生の確保に努めること、
- ・工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
- ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互 に日程の調整及び確認を行う.
- ・工事着手前に施工中の安全管理について、消防計画書を作成し所轄消防署に提出すること、提出者は受注者間で協議の上 決定すること.
- ・工事の施工に当たっては図示ヶ所に交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するもの

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

(1) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

 種 類	処分許可業者の会社名	優良	所 在 地	運搬距離	処分費	単位
1	(処分区分)	及以	処 分 地	(km)	(税抜,円)	+12
コンクリート(無筋)	(有)吉野川ポンプ (処分区分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	4. 3	1, 200	t
コンクリート(有筋)	(有)吉野川ポンプ (処分区分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	4. 3	1, 500	t
アスファルト	(有)吉野川ポンプ (処分区分)		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	4. 3	1, 100	t
金属(処分)	三木資源(株)	0	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	7. 4	0	t
ガラス	(財) 徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	14. 1	5, 640	t
廃プラスチック	(財) 徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	14. 1	35, 000	t
汚泥	宮﨑基礎建設(株)	0	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1,5-7	9. 4	13, 500	t
アスベスト含有材	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	85. 0	36, 000	m3
			I .			

- (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者(以下「優良産廃 廃処分業者」という。)」であることを示す。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にあ る木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価 の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産処分業者に認定されているとき、処分場 を変更する場合は、原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外 の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

(2) 建設発生土の処理

- 構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で(⊙ 行う(1箇所) ・ 行わない) ・ 構内敷きならし
- ・ 構内の指示場所 (図示) に集積
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
- [最終処分場の指定] ※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。
- ・処分場名:松浦開発興業(株) ・所在地:鳴門市撫養町木津イケヤ谷1449番6ほか10筆
- ・処分単価(税抜): 3,400 円 ・運搬距離: 14.2 kmを見込んでいる。
- (3) 有価材の処理
 - ・ 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨 ・
- ・ 古物商で適切に処理すること。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

(2)	エチによりが言	「ひ人は,起西門にのも主文物間は人ひとのうである。文江古は,江本子名に成り起める旧臣で加りてし
	備品等名称	生活用水・ガス
	保-管-場-所	
	注辛声语	断水やガス切替による営業範囲の調査、及び使用できない期間が最短となるよう計画表を作成し、
	注意事項	施設管理者や関係業者と入念に協議・調整の上、施工すること。

7. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等 のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行す る品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

機材名・注記

- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

目

ボイラー	鋼製簡易ボイラー(簡易貫流ボイラー含む)、鋳鉄製ボイラー(鋳鉄製簡易ボイラー含む)
	鋼製小型ボイラー(小型貫流ボイラー含む), 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製),無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む), 吸収冷温水機
	吸収冷温水ユニット,遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む)
	コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形), 全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機),斜流送風機,軸流送風機,消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ,水中モーターポンプ,立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口,風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)
	密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
	ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁桝ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕〈1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、 試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主 任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整

- (1) 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。 (監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2を参考にする。)
 - ・ 風量調整 ・ ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定
 - ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ① 低圧屋内配線, 弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事·関連工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直 地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
 - なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - · 設計用水平地震力
 - 機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記な き場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力

・施設の分類, 地域係数

- 設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・施設の分類 (⊙ 特定の施設 ・ 一般の施設) ・地域係数 (⊙ 1.0 ・ 0.9)
- 重要機器
- 給水機器() • 排水機器() ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
- ・ 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備

"	* 监忱前卿表直	• 厄陕彻灯敞表	・ 人を使用9	の政権・		
設計用標準水平原	夏度	特定の	の施設	一般の施設		
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
上层账	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1.0	
上層階, 屋上及び塔屋	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1.5	
産工及び培産	水 槽 類	2. 0	1. 5	1. 5	1.0	
	機器	1.5	1. 0	1. 0	0.6	
中層階	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1.0	
	水 槽 類	1. 5	1. 0	1. 0	0.6	
	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0.4	
1階及び地下階	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0.6	
	水 槽 類	1. 5	1. 0	1. 0	0.6	

(注) ・上層階の定義は次のとおりとする。

- 2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階 ・水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実 に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施エアンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工 後確認試験を行う。
 - ・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - ・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- (2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する 躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施し たものとする。

3. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要 とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- ・既存電力利用 (・ できる できない) , 電力料金 (有償 ・ 無償) ・既存用水利用 (・ できる ○ できない) , 用水料金 (○ 有償 ・ 無償)
- (2) 工事車両用の駐車場,資材置場及び現場事務所用地については,次による。ただし,施設管理者と協議すること。
- ・同用地は、(・図示の場所に 用意していないので業者にて)設けること。
- 足場及び作業構台の類を (・本工事で設置する ① 関連工事が定置するものを無償で使用できる)。
- ※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建築標仕<2>2.2.4)の別紙1「手 すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の 承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

(t o 10 10 1 to 14 to 24 44 50	工事名	R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管				図面番号機特-01	
徳島県県土整備部営繕課	図名	機械設備工事特記仕様書(1)	縮尺	A3	NON NON	作図年月 2023	〒779



管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

5. 配管工事

(1) 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番号	備考
令水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
令却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
補給水	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷媒	冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材 (難燃性)
空調用排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
(屋内)	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給水	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
(地中埋設)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005, JP	K 002
排水・通気	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	○ 耐火二層管 (内管VP)		
排水	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
(地中埋設)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
(地中埋設)	ポリブテン管	JIS K 6778	
(コンクリート内)	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消火	○ 配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
(地中埋設)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	○ 配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
(ピット内)	○ 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
(地中埋設)	○ ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	

- (注)表中の〇印のある配管材料を本工事に適用する。
- (2) 配管の吊り及び支持は,「標仕」及び「標準図」に従い行う。 (標仕<2>2.6.1, <2>2.6.3)
- (3) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良 質土で埋め戻す。
- (4) 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1, 監理指針<2>2.7.1, 標準図 [機材2])
 - 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み、突き固めた後、 ・排水管 管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の 良質土で所定の埋め戻しを行う。
- ・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示(表示 テープ及び埋設標)を行う。
- (5) 水圧試験, 満水試験, 気密試験等は, 配管途中若しくは隠ぺい, 埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行 う。 (標仕<2>2.9.1)

6. 保温・塗装工事

- (1) 保温工事
 - ・建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
 - ・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - ・消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - ・給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- (2) 塗装工事
 - ・次に指定する部分の露出する配管,ダクト,支持金物,架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。 (屋内いんぺい部
 - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(屋内(機械室・いんぺい部を除く)・
 - ・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。 ・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

7. その他共通事項

- (1) 支持金物等
 - ・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJISH 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶 融亜鉛めっきを施したものとする。
- (2) 用途等の表示
 - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕〈1>1.7.4) なお、屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候 性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文 字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線, 計装配線等
- ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケー ブルを選択するよう努める。
- ・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。

3章 衛生器具設備

1. 小便器用節水装置

図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 形式 ①小便器一体型 · 小便器分離型 方式 ①個別感知の電源種別(①AC電源 ・自己発電)

2. 自動水栓

電源種別(・AC電源・自己発電・)

3. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L/回以下とする。

4. 施工

- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れ んがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕<5>2.1.1)
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル 等で埋める。また,間仕切り壁等の場合は,壁内に補強材を取り付ける。 (監理指針<5>2.1.1)
- (3) 衛生器具と排水管の接続は,標準図 [施工65] 大便器,小便器,洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

4章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は (⊙ 接着接合 ・ ゴム輪接合 (直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする)) とする。
- (2) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (3) 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 弁類

(1) 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。 ただし、特記部分はJIS-10Kとする。

3. 水栓・水栓柱

- - ・屋外の水栓は(・ キー式ハンドル 図示)による。
- ・台所流し用の水栓は、泡沫式とする。
- (2) 水栓柱
 - 合成樹脂製・ アルミニウム合金製・ ステンレス鋼製

5章 給湯設備

1. 配管材料等

(1) 湯沸器, 給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

10章 ガス設備

1. 配管材料等

- (1) 都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。
- (2) ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。

2. ガスメーター

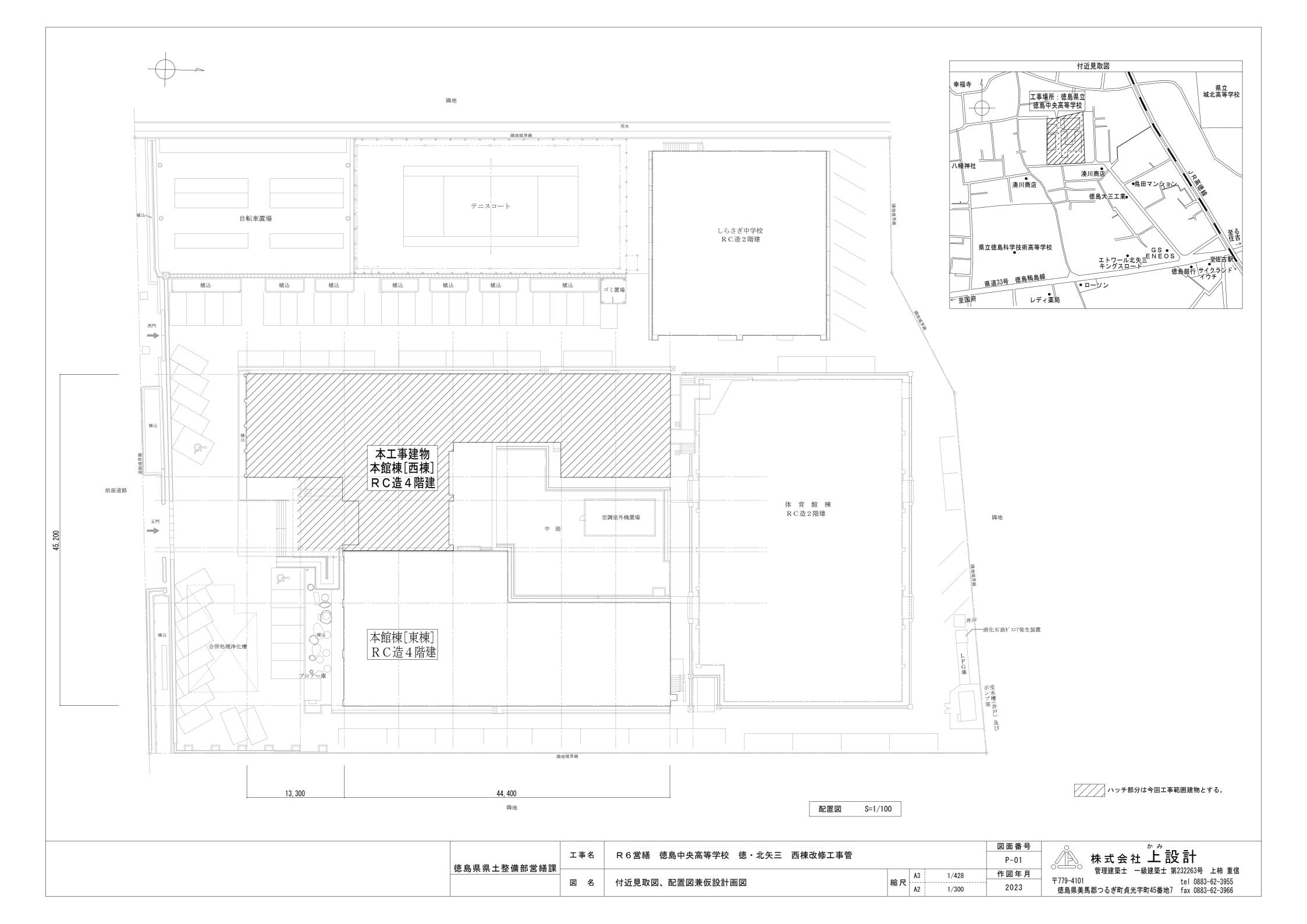
- 1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。
- 2) 子メーター計量方式 (①実測式 ・パルス式)

3. 試験

- (1) 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する。
- (2) 都市ガス設備の試験は、標仕の規定による他、ガス事業者の規定により行い、試験成績書を提出する。

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管				図面番号 機特-02	
心局乐乐工罡调印吕腊床	図名	機械設備工事特記仕様書(2)	縮尺	A3 A2	NON NON	作図年月 2023	

<u> か</u> み
株式会社 上設計
○────────────────────────────────────
〒779-4101 tel 0883-62-3955
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966



衛 生 機 器 表

			電気容	字量(60H	z)			.n. =2 18	=c		
記号	機器名称	機器仕様	消費電力	電圧	相	数量		設置場	НТ	備	考
			(kW)	(φ)	(V)		階	室	名		
EH-1	小型電気温水器	型 式: 据付型 温度調整タイプ	1. 1	1	100	1	1F	技師室			
		貯湯量: 6L									
		附属品: ウィーウリータイマー、開放式排水ホッパー、耐震用脚、連結管、									
		アングル型止水栓(フィルター付床給水)、その他付属品共									

※電気容量は参考値とする。

衛生器具撤去リスト

名 称	数量									設	置	場	所								
				1 ß	皆		:	2 [谐					皆			1 階	皆	屋	屋	
		男子便所	女子便所	技師室		男子便所	女子便所				男子便所	女子便所	物理地学教室	生物化学教室	男子便所	女子便所			上	外	
洋風便器(FV式)	8	1	1			1	1				1	1			1	1					
和風大便器洗浄弁	8	1	1			1	1				1	1				2					
小便器(床置)	4	1				1					1				1						
小便器(壁掛)	12	3				3					3				3						
掃除用流し	4		1				1					1				1					
陶器製流し台	14												1	13							
給水栓	35	1	1	1		1	1				1	1	7	19	1	1					
給湯栓	1			1																	
ガス栓	15			1									1	13							
瞬間湯沸器(5号)	1			1																	

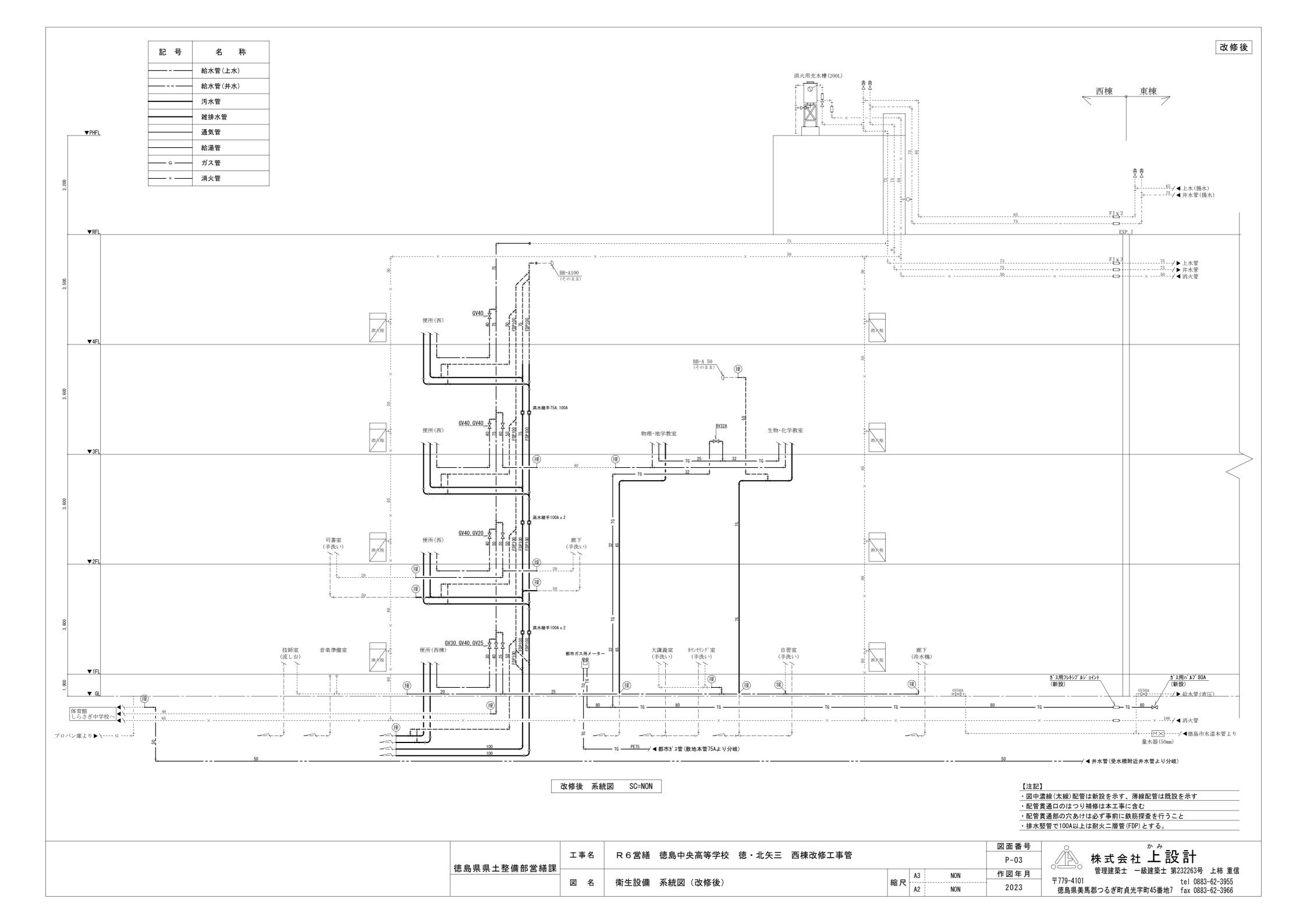
衛生器具表

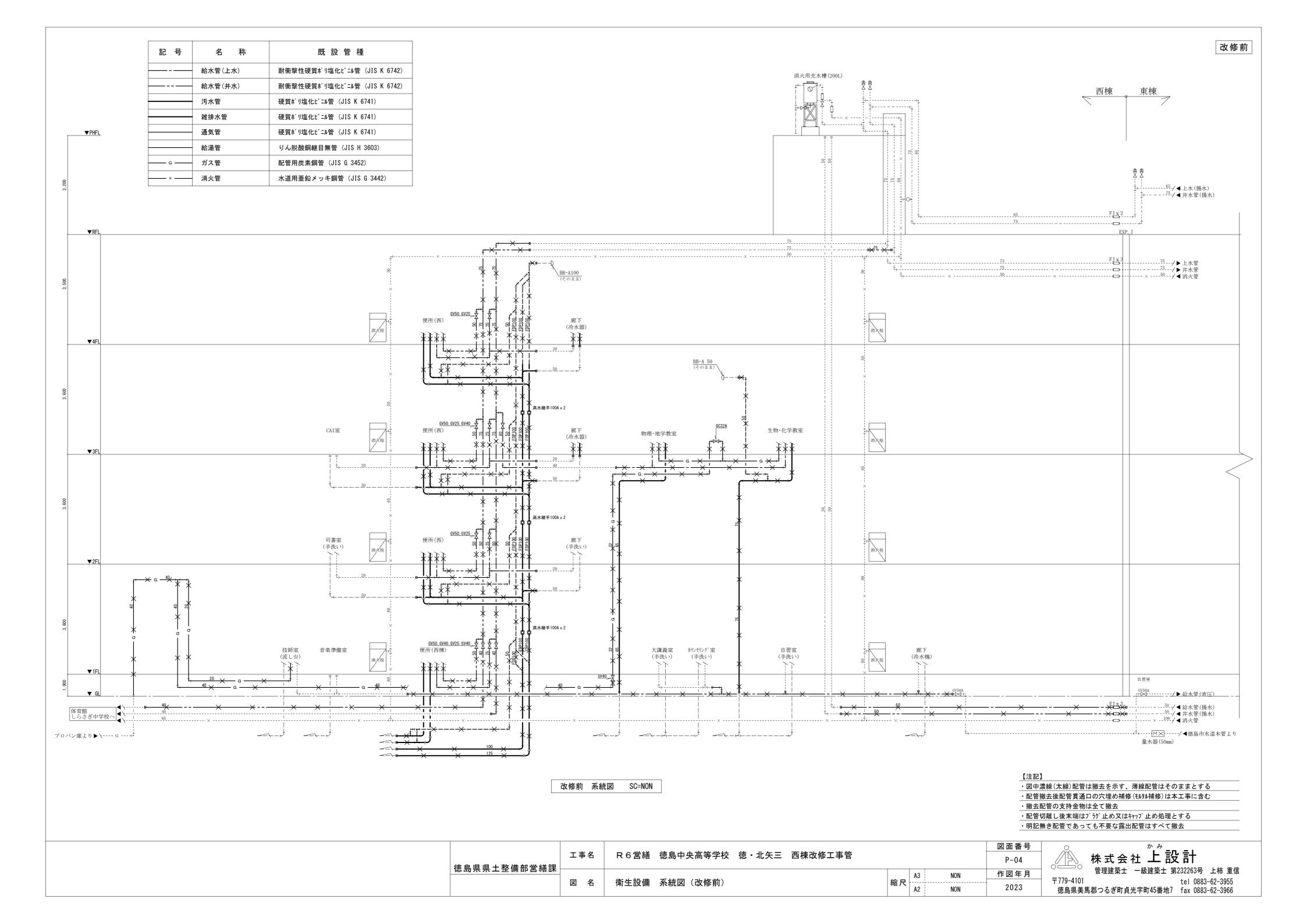
名 称	JIS記号	参考品番	付属品及び仕様(LIXIL)	参考品番	付属品及び仕様 (TOTO)	数量	t				ā	设 置	場列	f			
	国交省記号	(LIXIL)		(T0T0)				1 階		2	階		3	階		4 階	屋屋
							目的トイレ	<u> </u>	F	男子 便 所		男子便所	女子便所	生物化学教室	男 子 便 所	子便	上外
コンハ゜クト・ハ゛リヤフリートイレハ゜ック		-		UADAKO1R1C2ANN1WA	大便器(壁掛)、洗面器、手洗器、背もたれ、手すり、停電時洗浄レバー TCF5554AUPR(温水洗浄便座)	2	1	1									
洋風便器A	C810S	BC-P110S	DQ-PA150CH(タンク)、CW-PA21LQE-NE-R1(温水洗浄便座)、CF-020-SET(分岐栓) CF-63HST(紙巻器)	CFS498B	7ラッシュタンク式、TCF5534AU(温水洗浄便座)、YH702(紙巻器)	3				1 2							
洋風便器B	C810S	BC-P110S	DQ-PA150CH(タンク)、CF-21ALP(暖房便座)、KS-622(分岐栓) CF-63HST(紙巻器)	CFS498B	75ッシュタンク式、TCF226(暖房便座)、YES402R(擬音装置 AC100V)、YH702(紙巻器)	6						1	2		1	2	
小便器	U620	U-A51AP	壁掛形、自動洗浄(AC100V)	UFS900R	壁掛形、自動洗浄(AC100V)	9				3		3			3		
コンパ゜クトオストメイトハ゜ック		PTOM-B210W	電気温水付(1φ-100V)、停電時洗浄い゚-、側板×1	UAS81RDB1N	電気温水付(1 φ -100V)、停電時洗浄い * - 、側板 x 1	1	1										
掃除用流し	S210	S-202A	LF-7KE-19-U(横水栓)、SF-20SAF-P(排水金具)、SF-202(給水金具)、SF-10E(取付金具)	SK22A	T23AE20(横水栓)、T37SGEP(排水金具)、TN114(止水栓)、T9R(取付金具)、TK22(リムカパー)	8		2		1 1		1	1		1	1	
^* t*>- h		AC-0K-21F	固定金具共	YKA25S	固定金具共	1	1										
^` L` - 1 17		AC-BK-F62	固定金具共	YKA15S	固定金具共	1	1										
フィッティンク゛ホ゛ート゛		AC-CB-01	KF-AA910CE40(手すり)、固定金具共	YKA41R	YYB10(手すり)、固定金具共	1	1										
台付混合水栓		SF-HB442SYXA		TKS05303J		1		1									
立水栓		LF-14SP-13-U-PK		T136AUN13CR		12							6	6			
ガス栓			ヒュース゛カ゛ス栓 LAニロホースエント゛		ヒュース゛カ゛ス栓 LAニロホースエント゛	10							1	9			

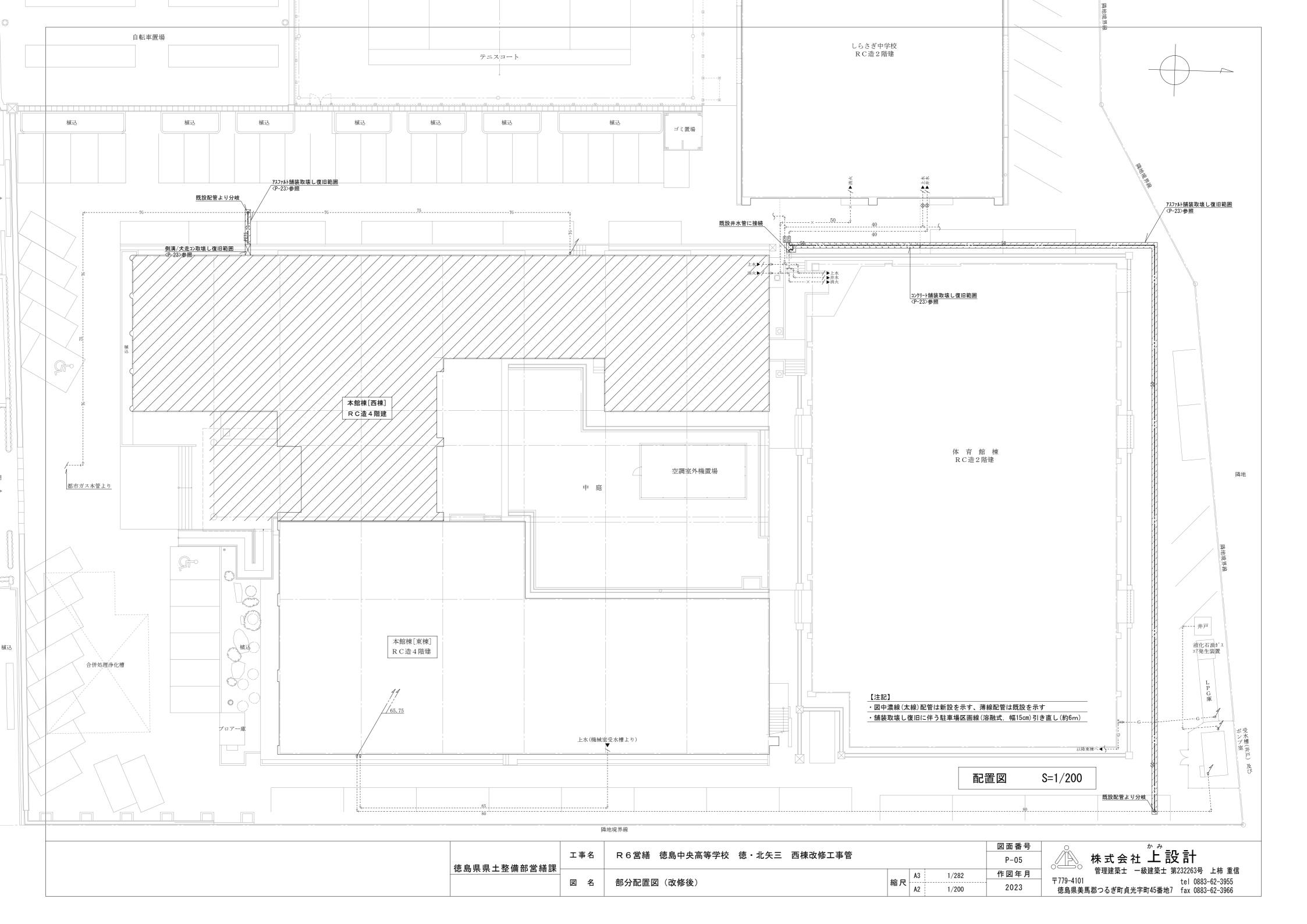
※衛生器具取付の補強木等は建築工事とする

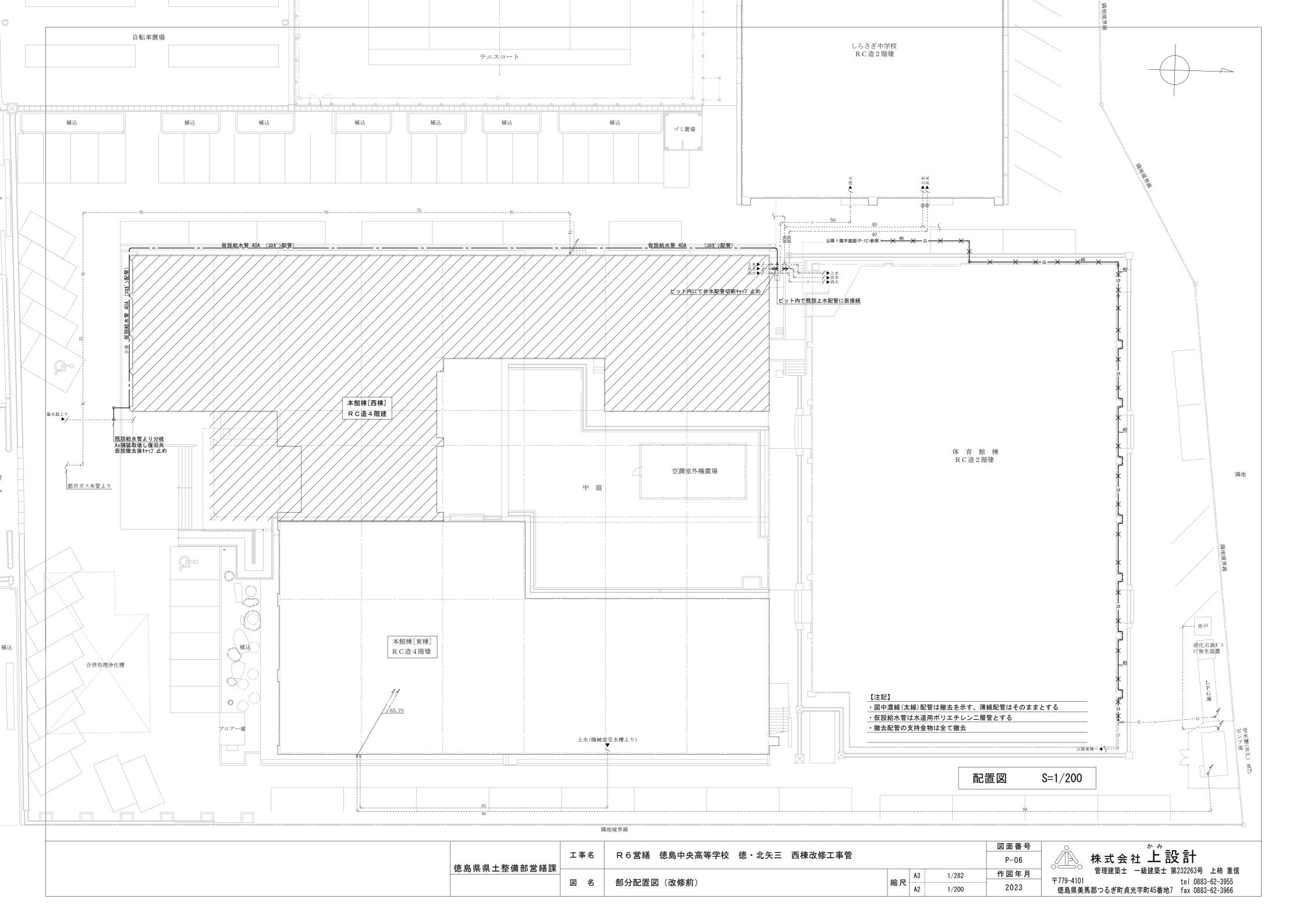
ᄷᅌᄝᄝᅡᆋᄽᅲᇷᄽᄽᆓᆓ	工事名	R 6営繕	徳島中央高等学校	徳・北矢三	西棟改修工事管				図面番号 P-02	
徳島県県土整備部営繕課		生于11	松中丰 中日丰			∞ □	A3	NON	作図年月	
	図名	衛生設備	機器表、器具表			縮尺	A2	NON	2023	

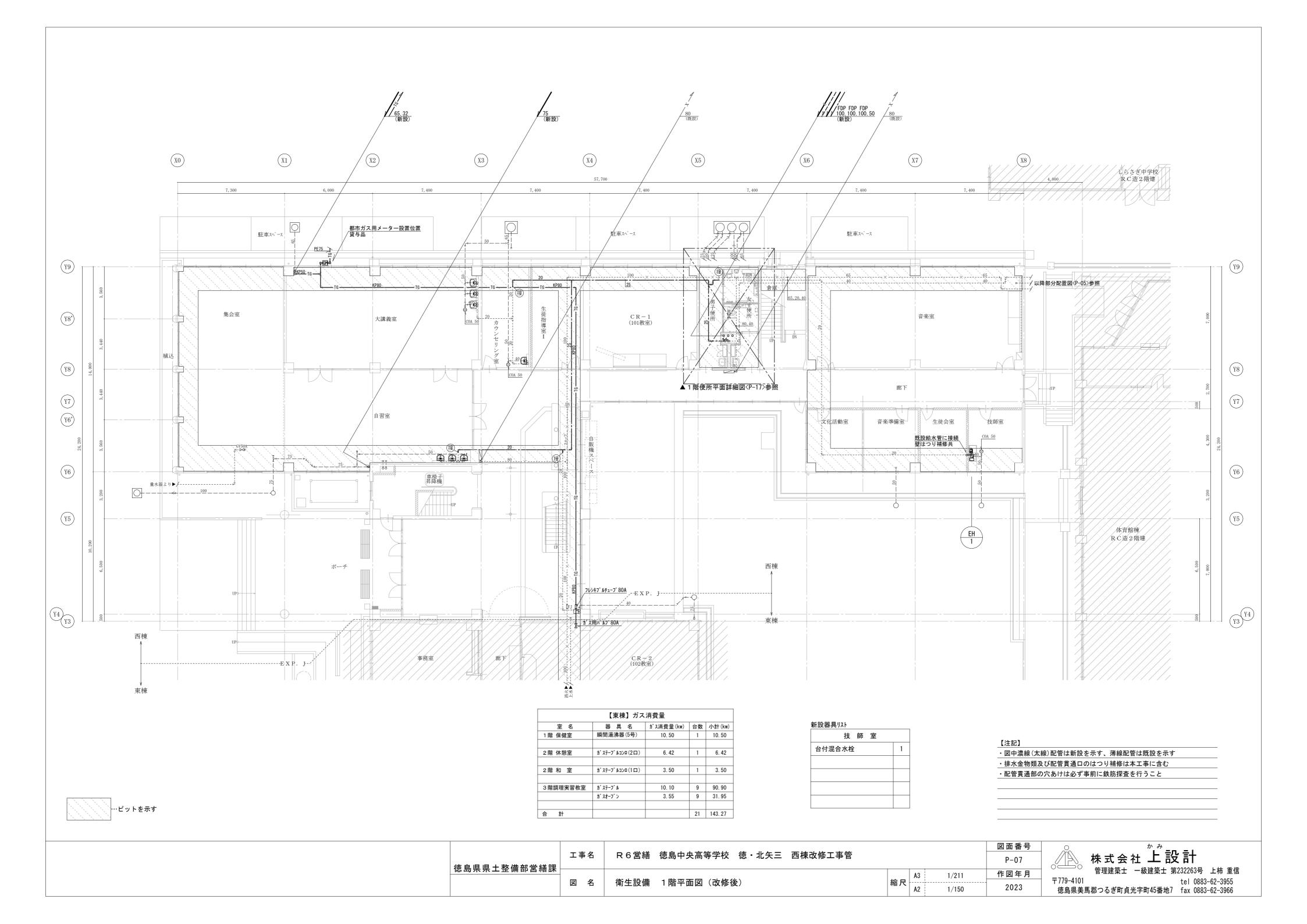


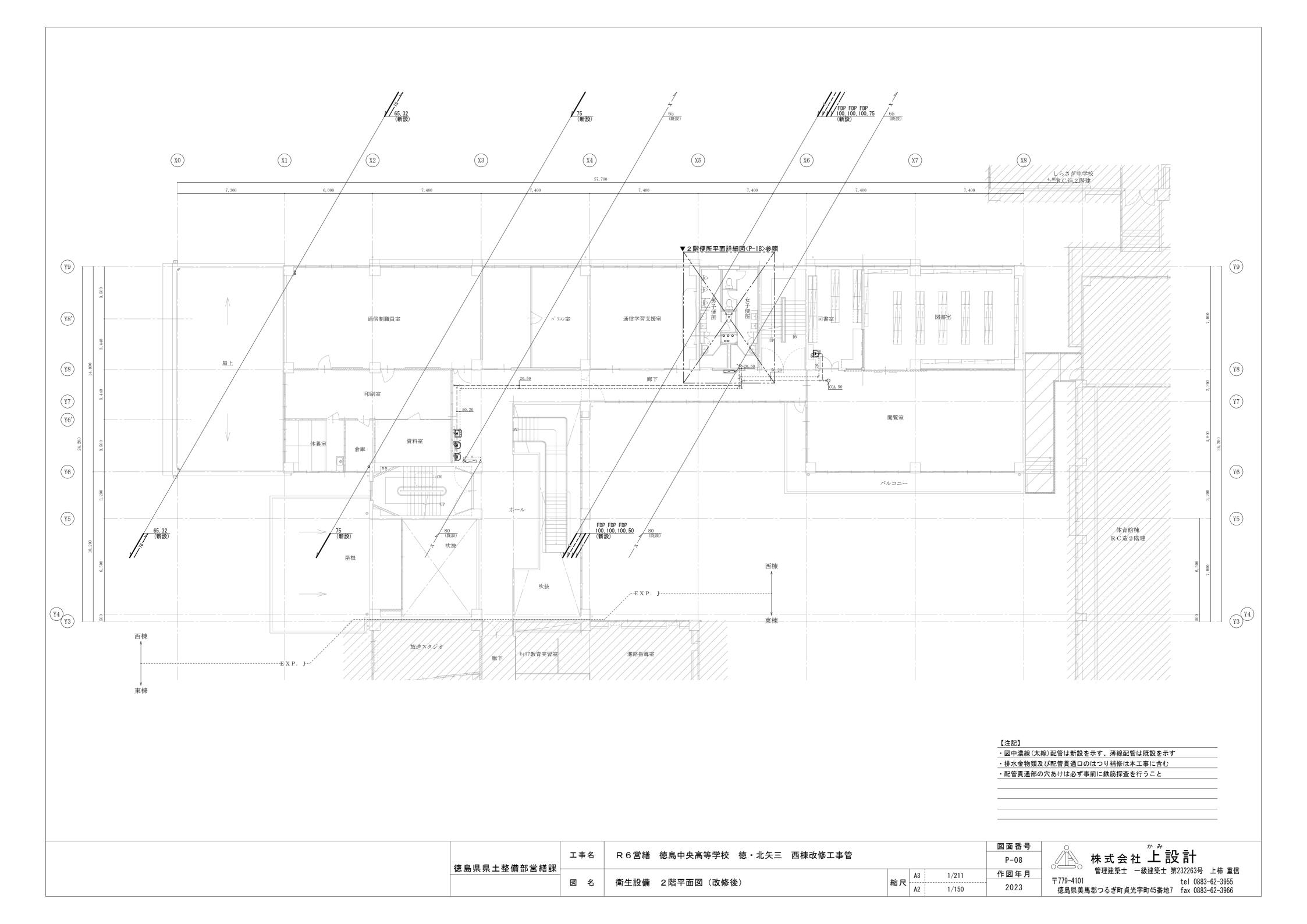


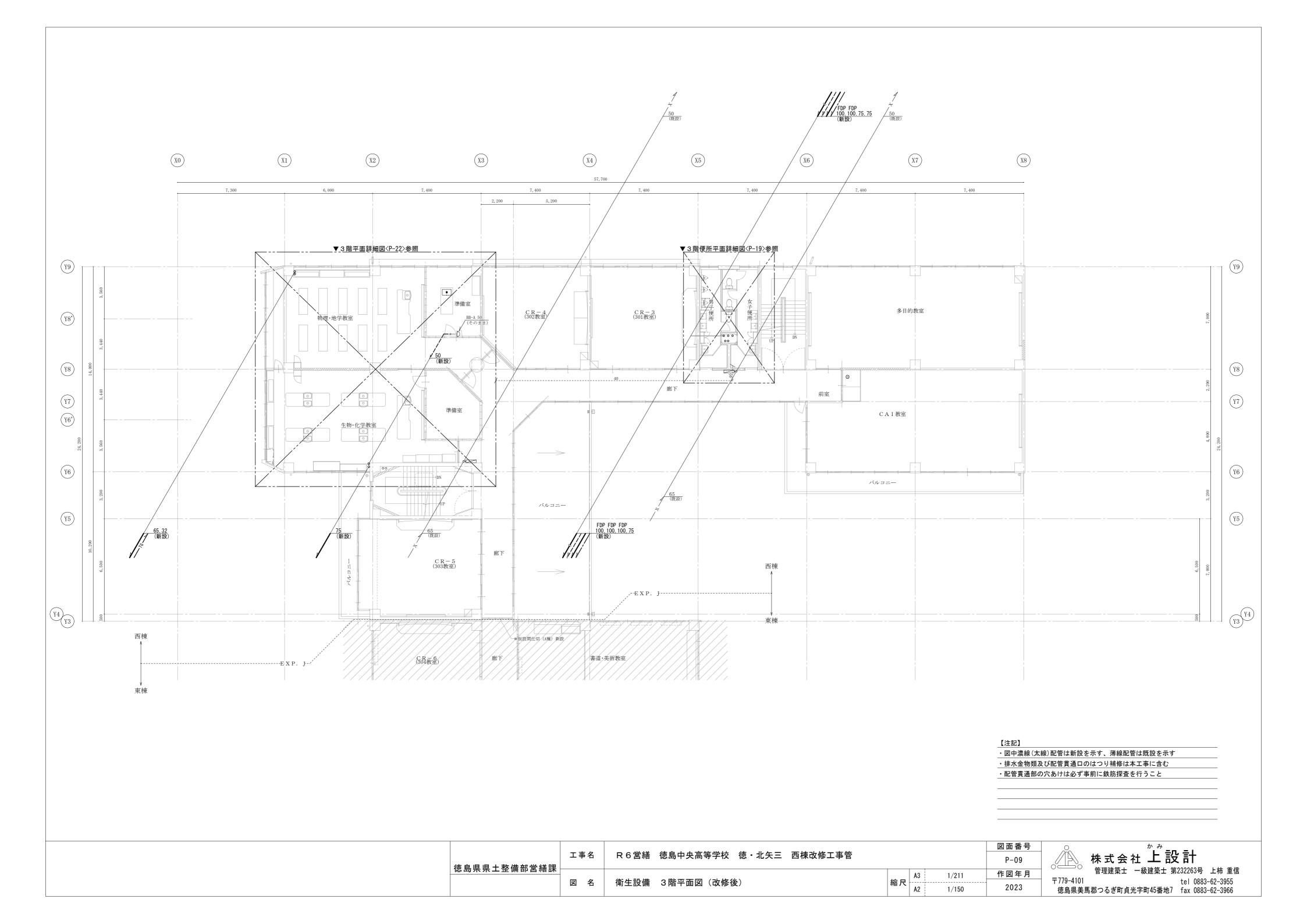


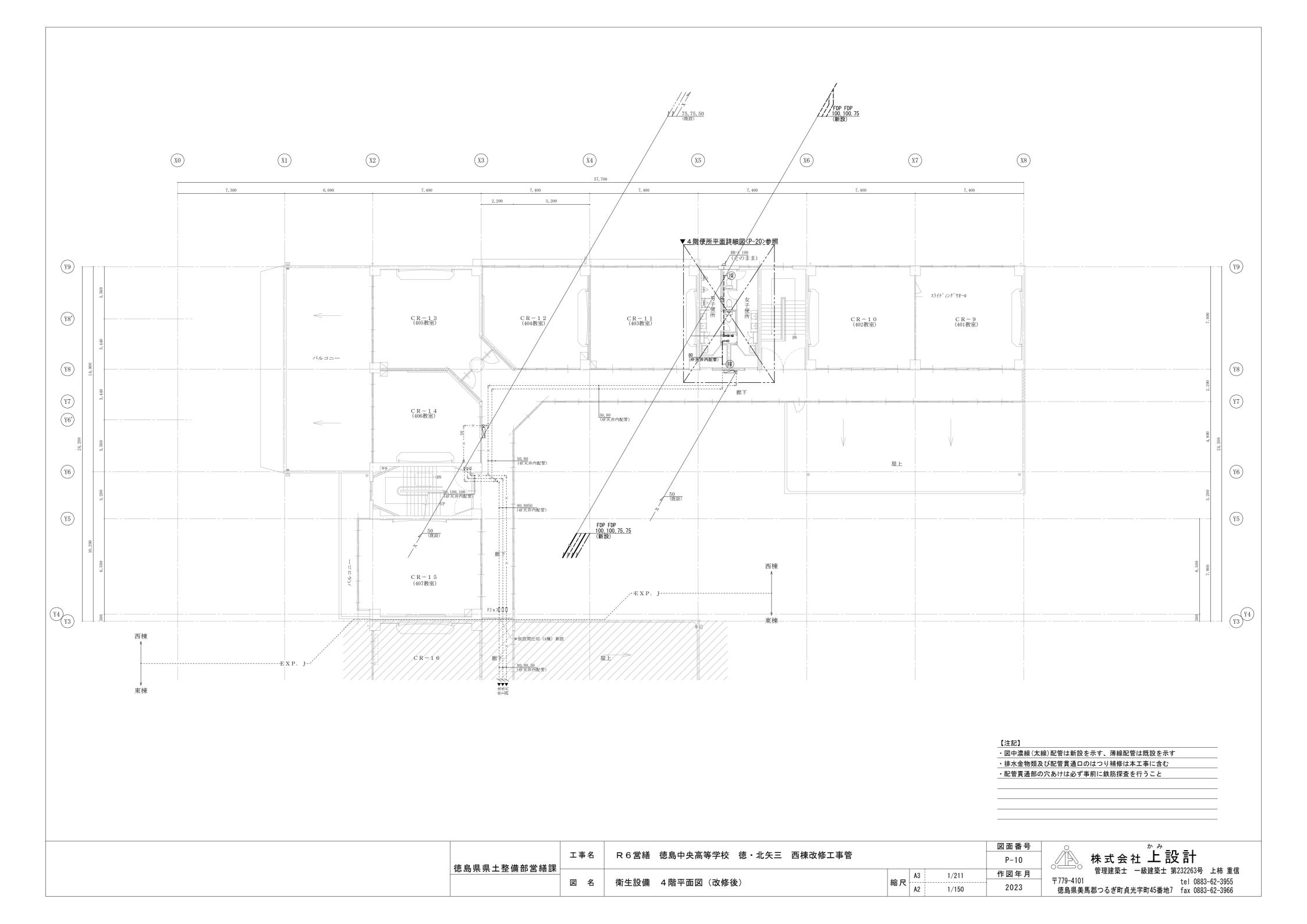


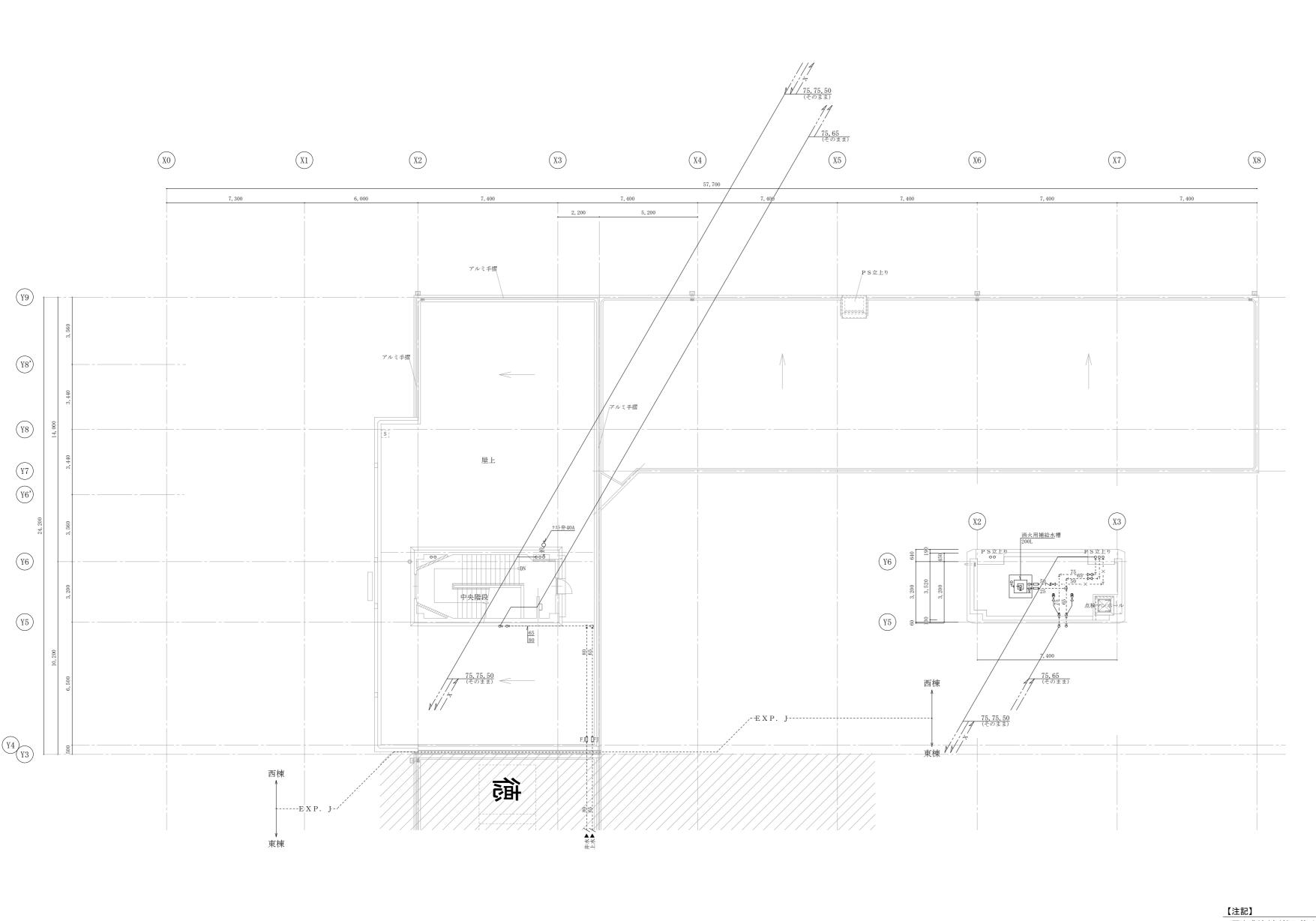












・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す ・排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと

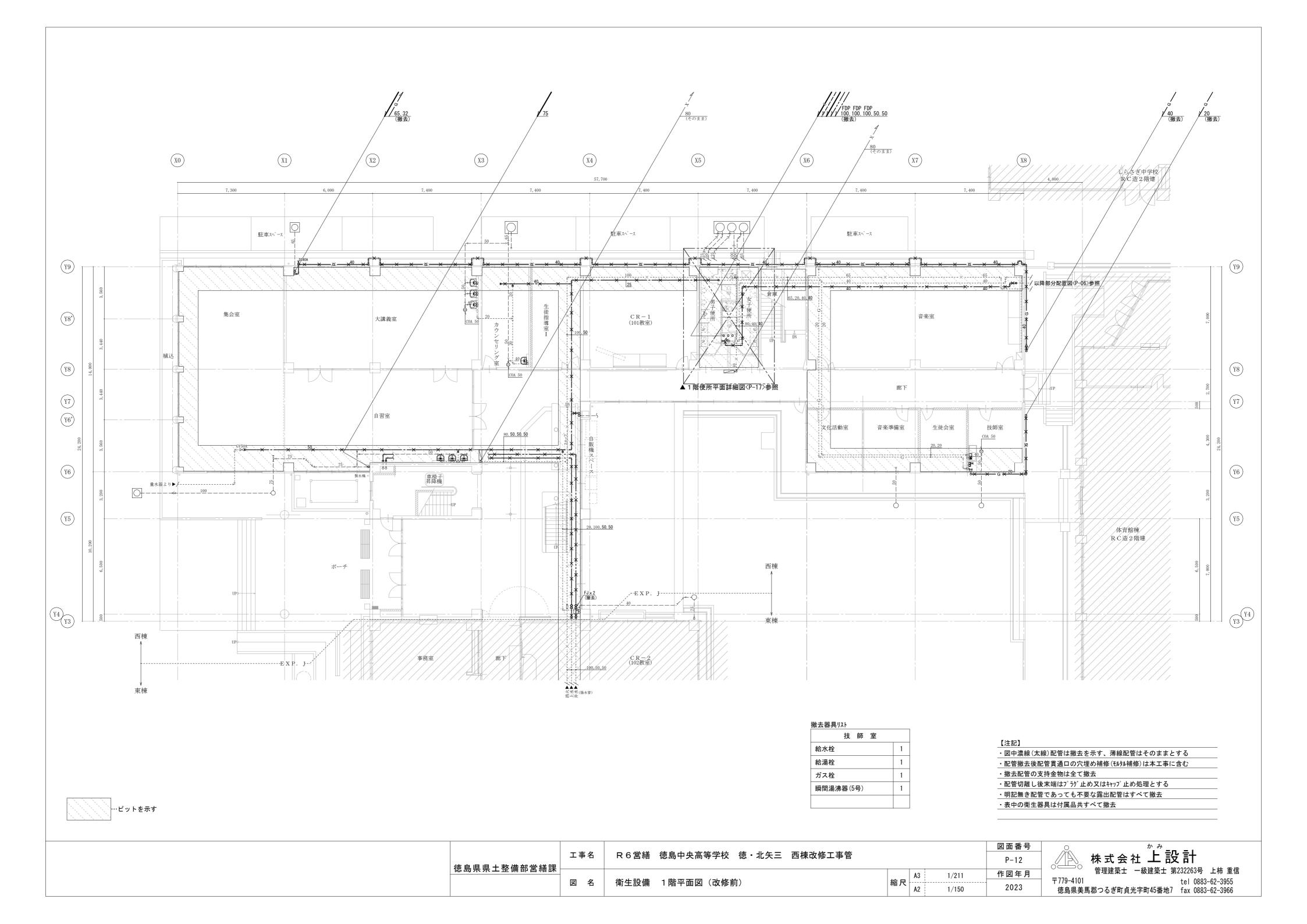
〒779-4101

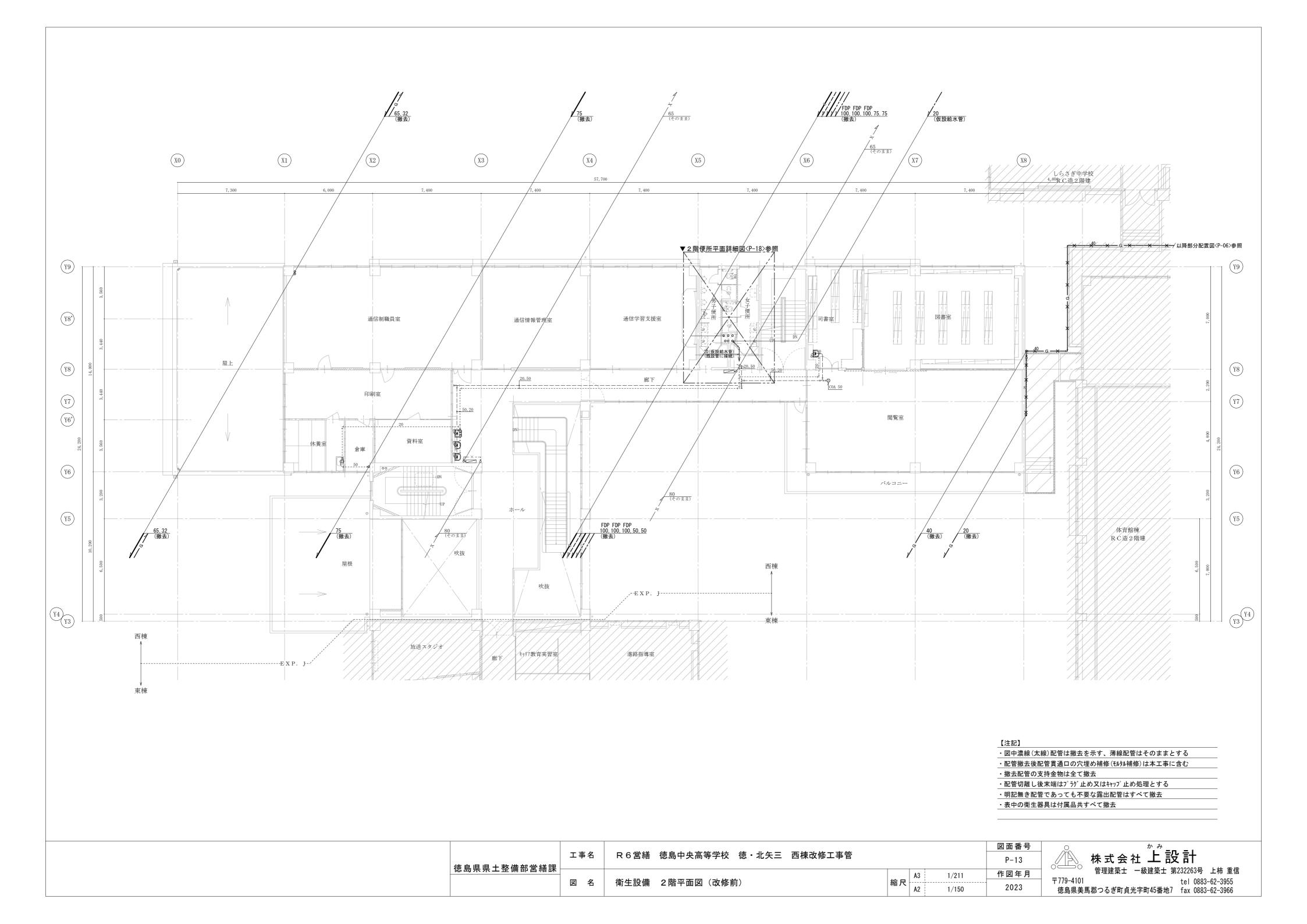
株式会社 上設計 管理建築士 一級建築士 第232263号 上柿 重信

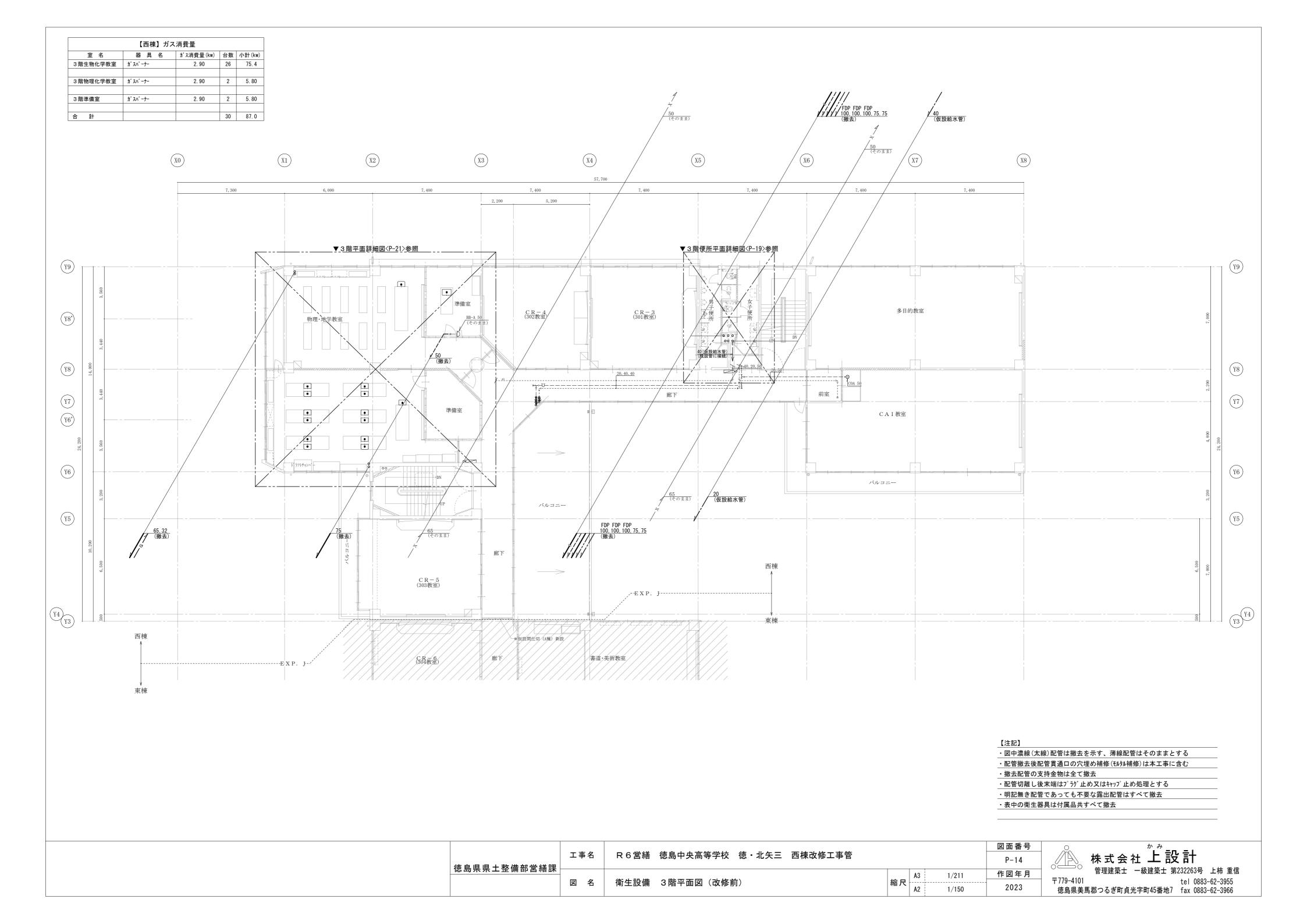
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966

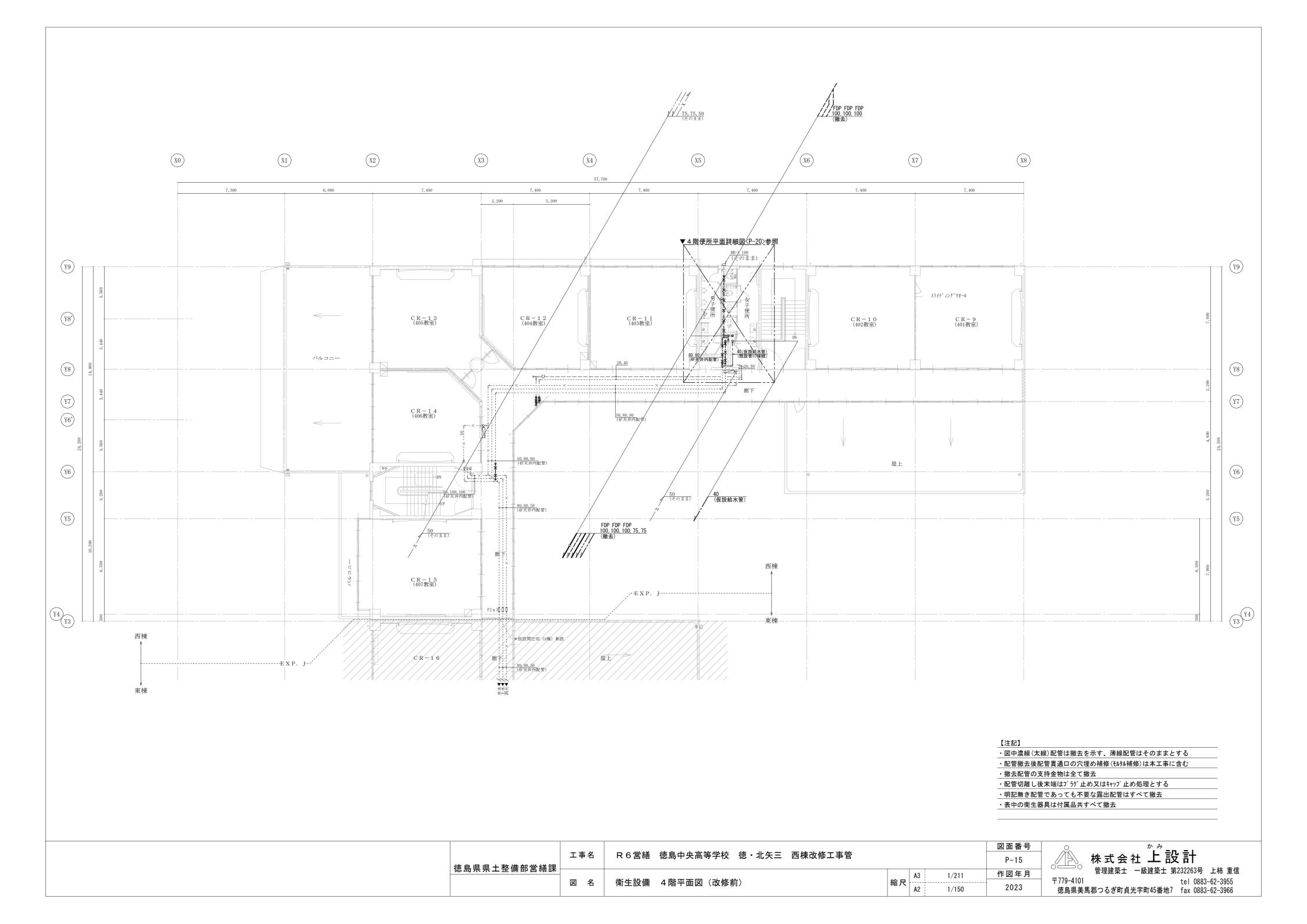
tel 0883-62-3955

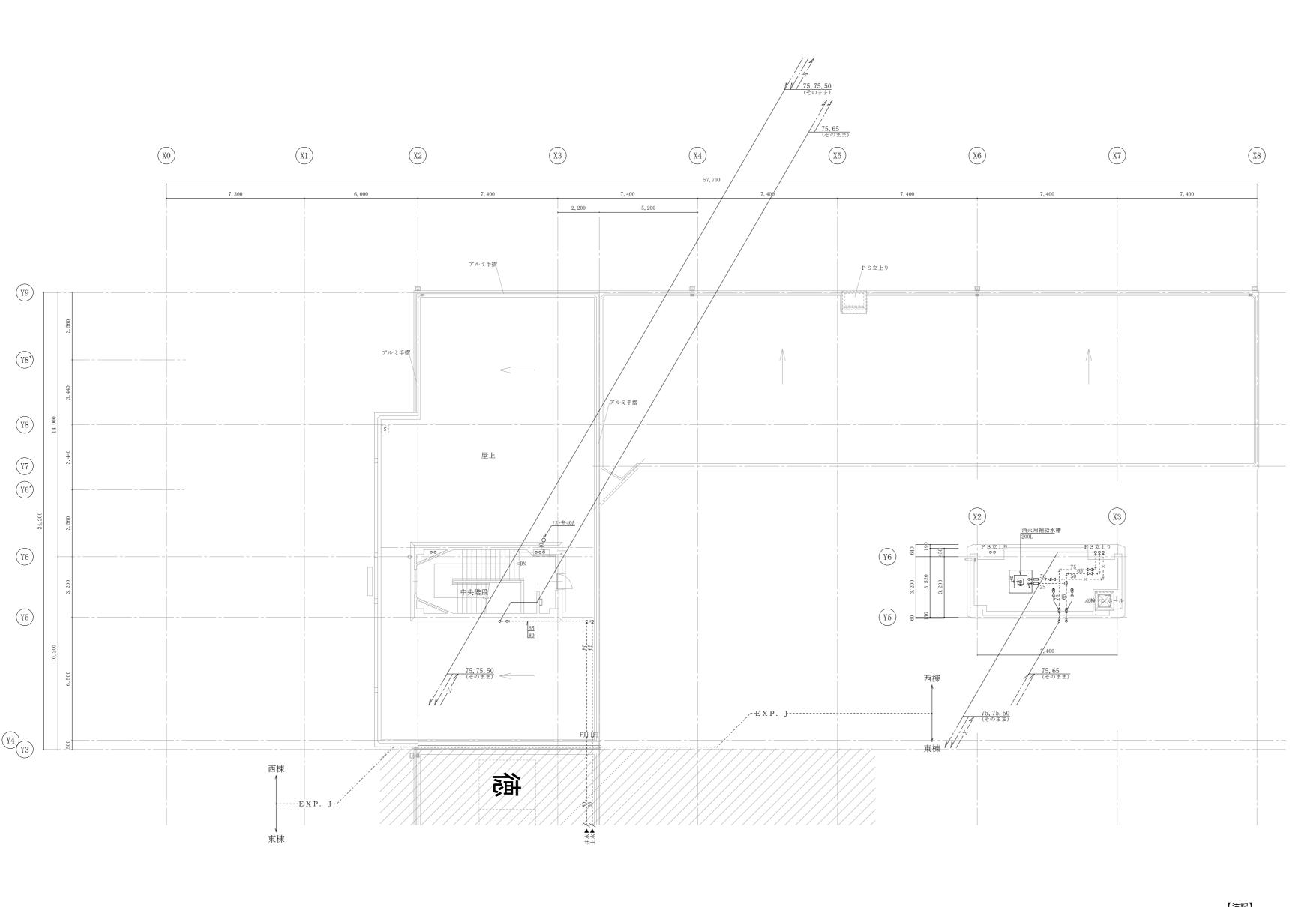
図面番号 R 6 営繕 徳島中央高等学校 徳·北矢三 西棟改修工事管 工事名 P-11 徳島県県土整備部営繕課 縮尺 A3 A2 作図年月 1/211 図 名 衛生設備 R・PH階平面図(改修後) 2023 1/150









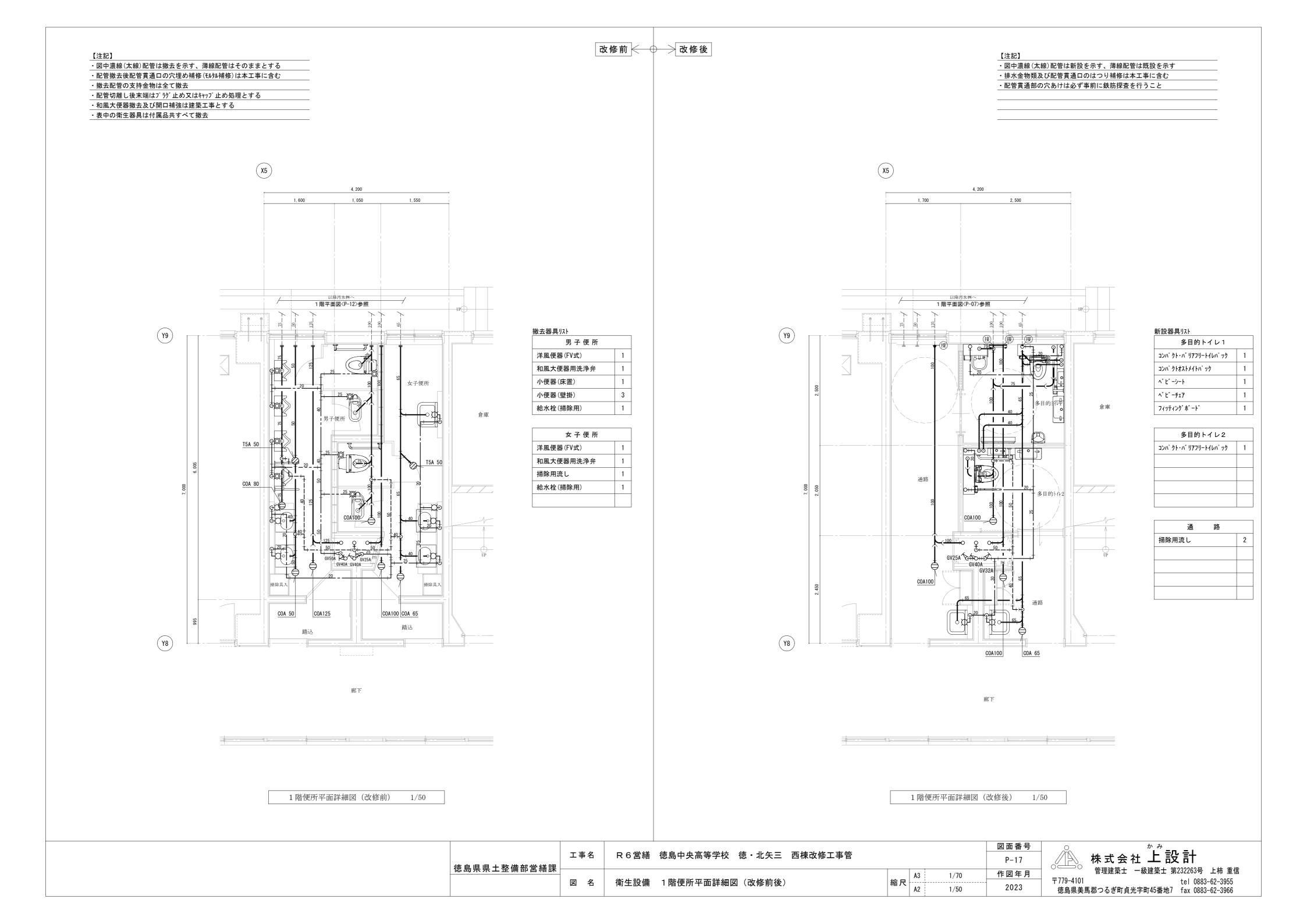


【注記】

- ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする
- ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む
- ・撤去配管の支持金物は全て撤去
- ・配管切離し後末端はプラグ止め又はキャップ止め処理とする
- ・明記無き配管であっても不要な露出配管はすべて撤去
- ・表中の衛生器具は付属品共すべて撤去

结 自	島県県土整備部営繕課	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号 P-16
125 55 55 55 55 55 55 55	[5]	図名	衛生設備 R・PH階平面図(改修前)	縮尺 A3 1/211 A2 1/150	作図年月 2023



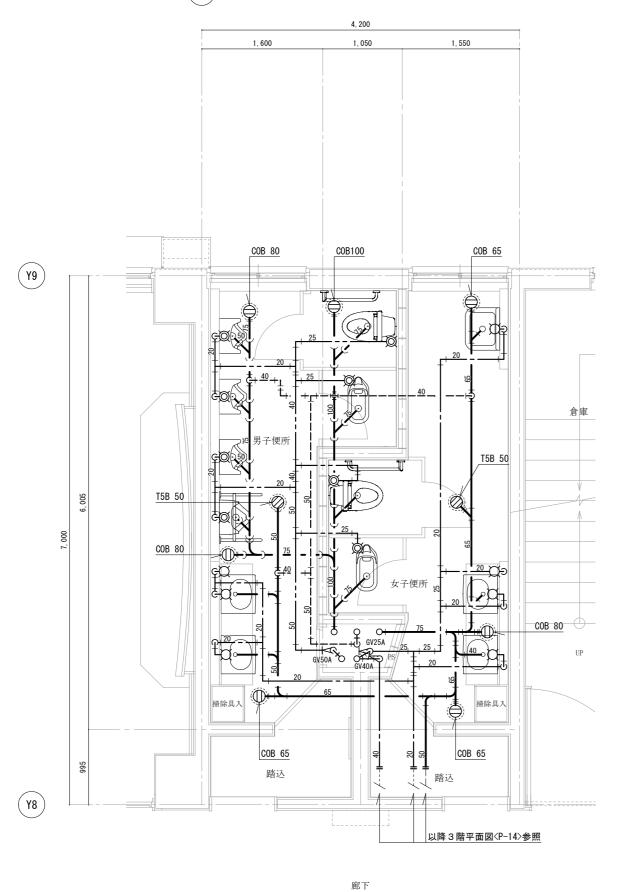


【注記】 ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする ・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む ・排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと ・撤去配管の支持金物は全て撤去 ・配管切離し後末端はプラグ止め又はキャップ止め処理とする ・和風大便器撤去及び開口補強は建築工事とする ・表中の衛生器具は付属品共すべて撤去 (X5) X5 4, 200 4, 200 1,050 COB100 COB 65 COA 100 撤去器具リスト 新設器具リスト (Y9) (Y9) 男子便所 男子便所 洋風便器(FV式) 洋風便器(フラッシュタンク式) 和風大便器用洗浄弁 小便器 小便器(床置) カウンター式洗面器A 女子便所 3 掃除用流し 小便器(壁掛) 給水栓(掃除用) 女子便所 女子便所 洋風便器(FV式) 洋風便器(フラッシュタンク式) カウンター式洗面器B 和風大便器用洗浄弁 掃除用流し 掃除用流し 給水栓(掃除用) COA 80 GV40A |<>+○+○+○↑ 20 GV20A COB 65 **Y8** (Y8) 以降2階平面図〈P-13〉参照 以降2階平面図〈P-08〉参照 廊下 2階便所平面詳細図(改修前) 1/50 2階便所平面詳細図(改修後) 1/50 図面番号 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管 P-18 徳島県県土整備部営繕課 作図年月 縮尺 A3 A2 1/70 〒779-4101 tel 0883-62-3955 図 名 衛生設備 2階便所平面詳細図(改修前後)

2023

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7 fax 0883-62-3966

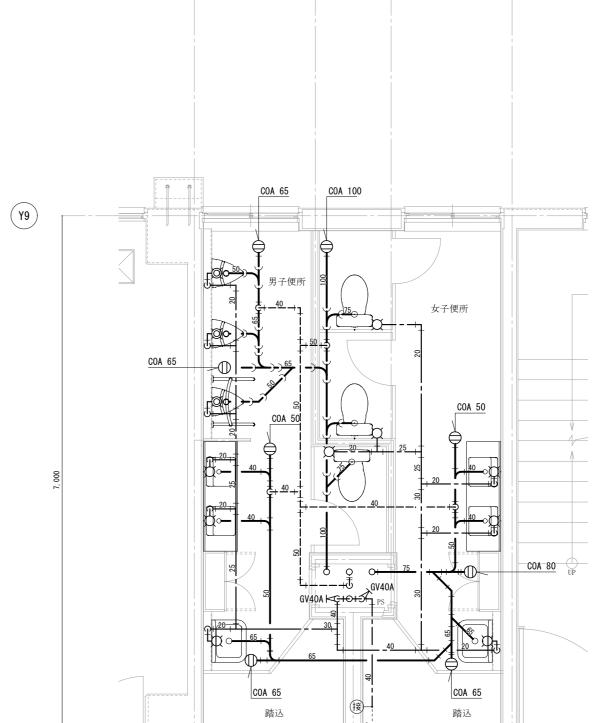
【注記】 ・図中濃線(太線)配管は撤去を示す、薄線配管はそのままとする ・図中濃線(太線)配管は新設を示す、薄線配管は既設を示す ・排水金物類及び配管貫通口のはつり補修は本工事に含む ・配管撤去後配管貫通口の穴埋め補修(モルタル補修)は本工事に含む ・配管貫通部の穴あけは必ず事前に鉄筋探査を行うこと ・撤去配管の支持金物は全て撤去 ・配管切離し後末端はプラグ止め又はキャップ止め処理とする ・和風大便器撤去及び開口補強は建築工事とする ・表中の衛生器具は付属品共すべて撤去 X5 X5 4, 200 4, 200 1,050



3階便所平面詳細図(改修前) 1/50

徹去器具リスト	
男 子 便 所	
洋風便器(FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
小便器(床置)	1
小便器(壁掛)	3
給水栓(掃除用)	1

女子便所	
洋風便器(FV式)	1
和風大便器用洗浄弁	1
掃除用流し	1
給水栓(掃除用)	1



新設器具リスト	
男子便所	
洋風便器(フラッシュタンク式)	1
小便器	3
カウンター式洗面器A	1
掃除用流し	1

女子便所	
洋風便器(フラッシュタンク式)	2
カウンター式洗面器B	1
掃除用流し	1

3階便所平面詳細図(改修後) 1/50

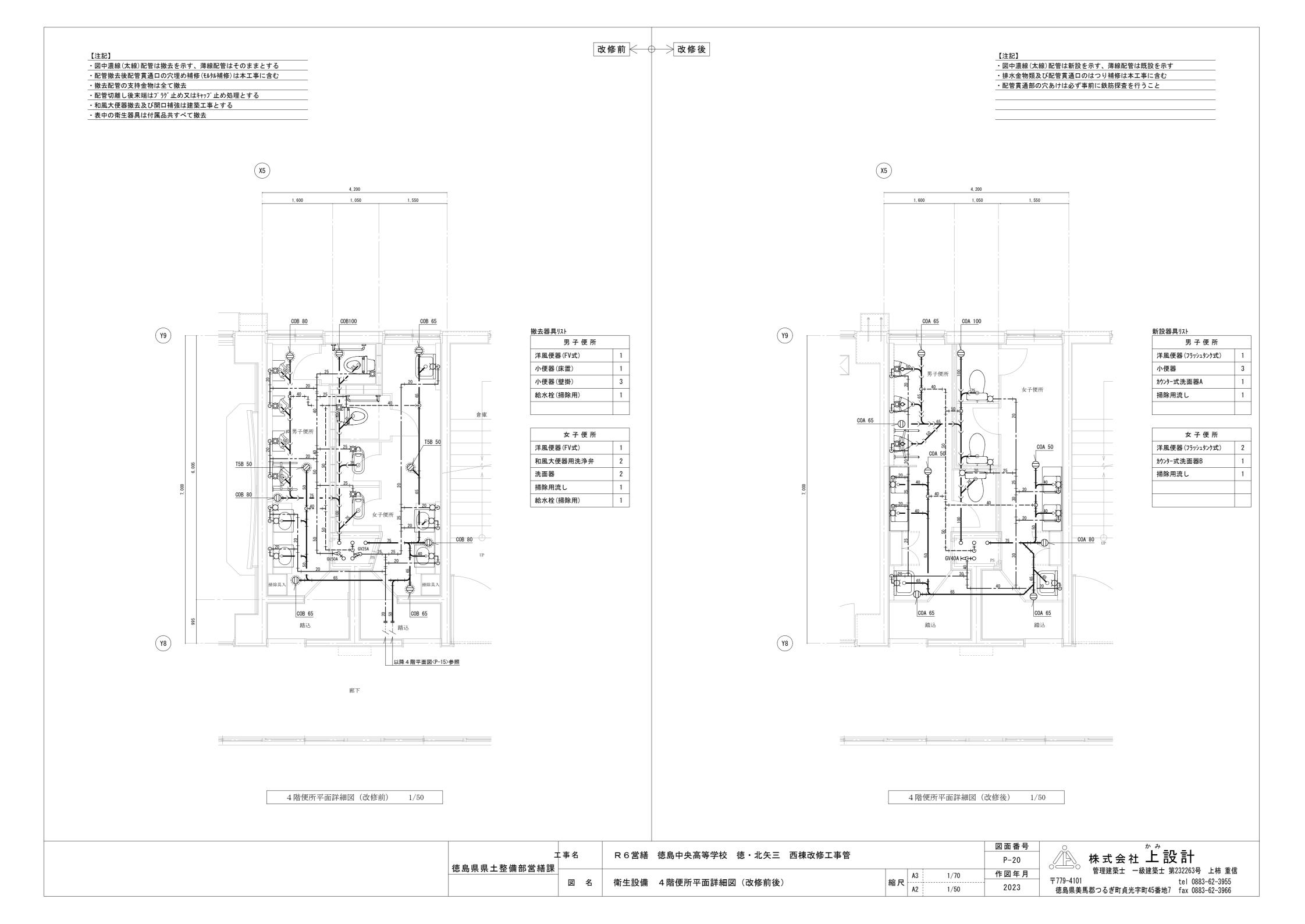
以降3階平面図〈P-09〉参照

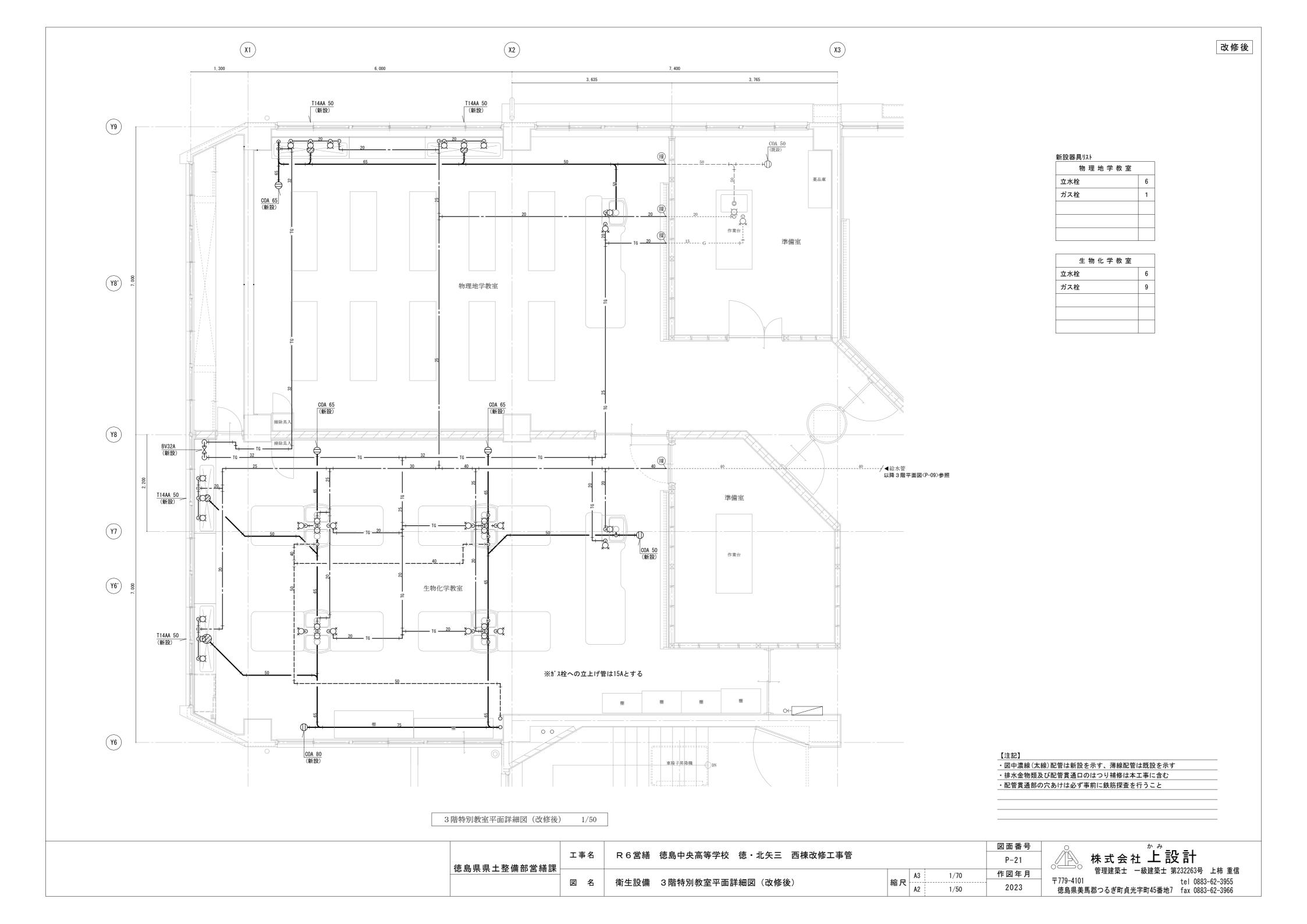
 <th rowspan="2" style="background-color: lighter; color: lighte

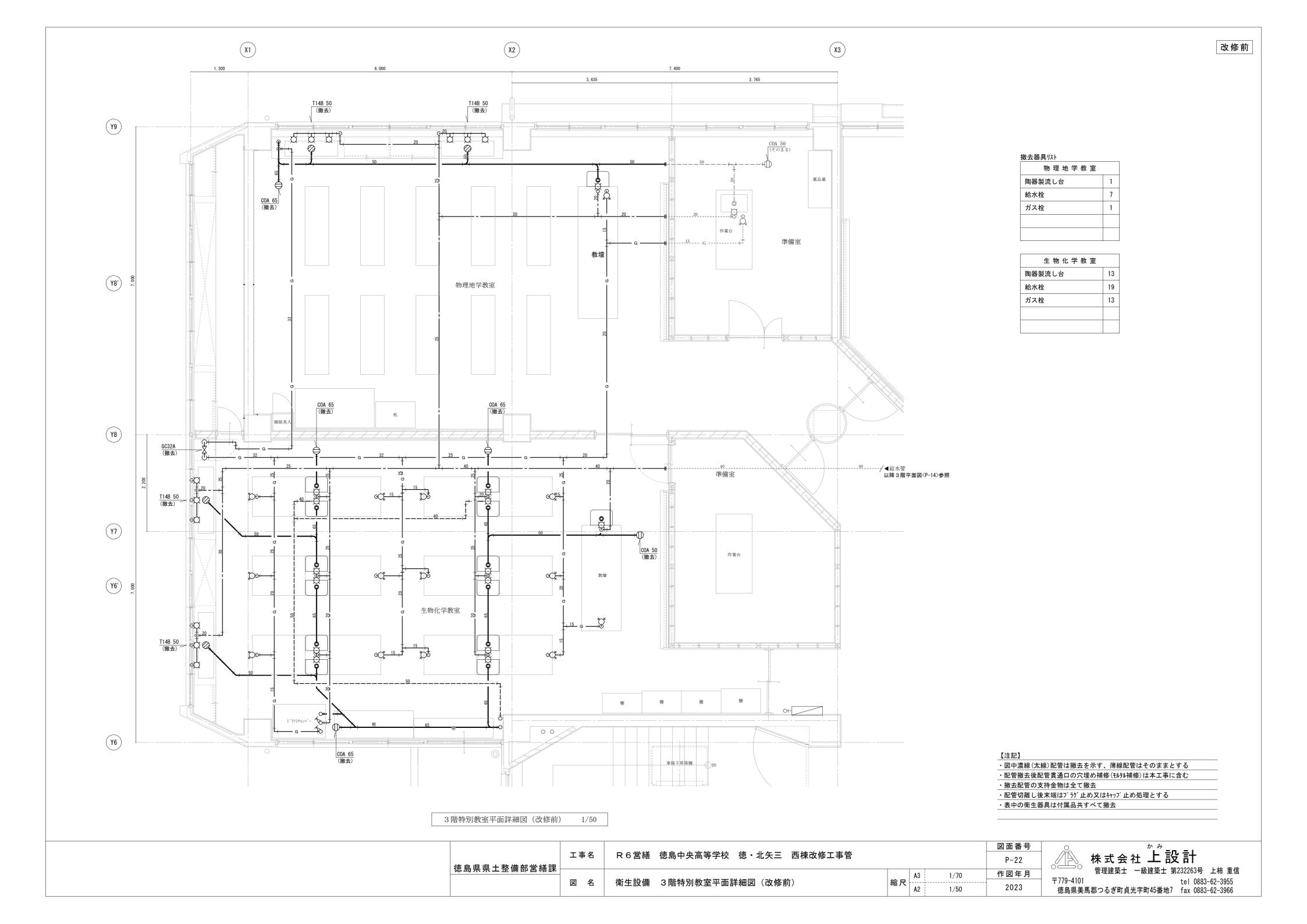
(Y8)

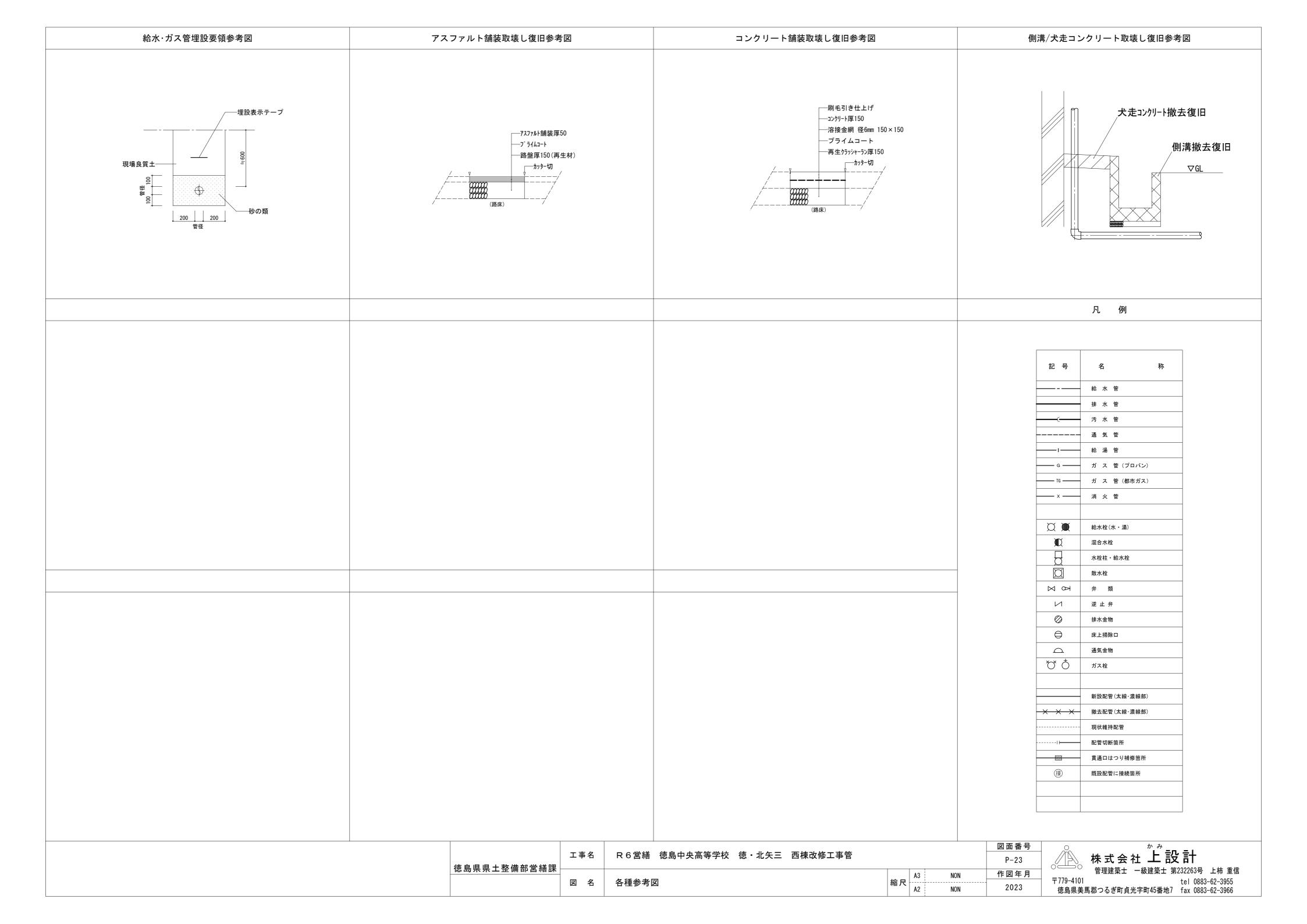
株式会社

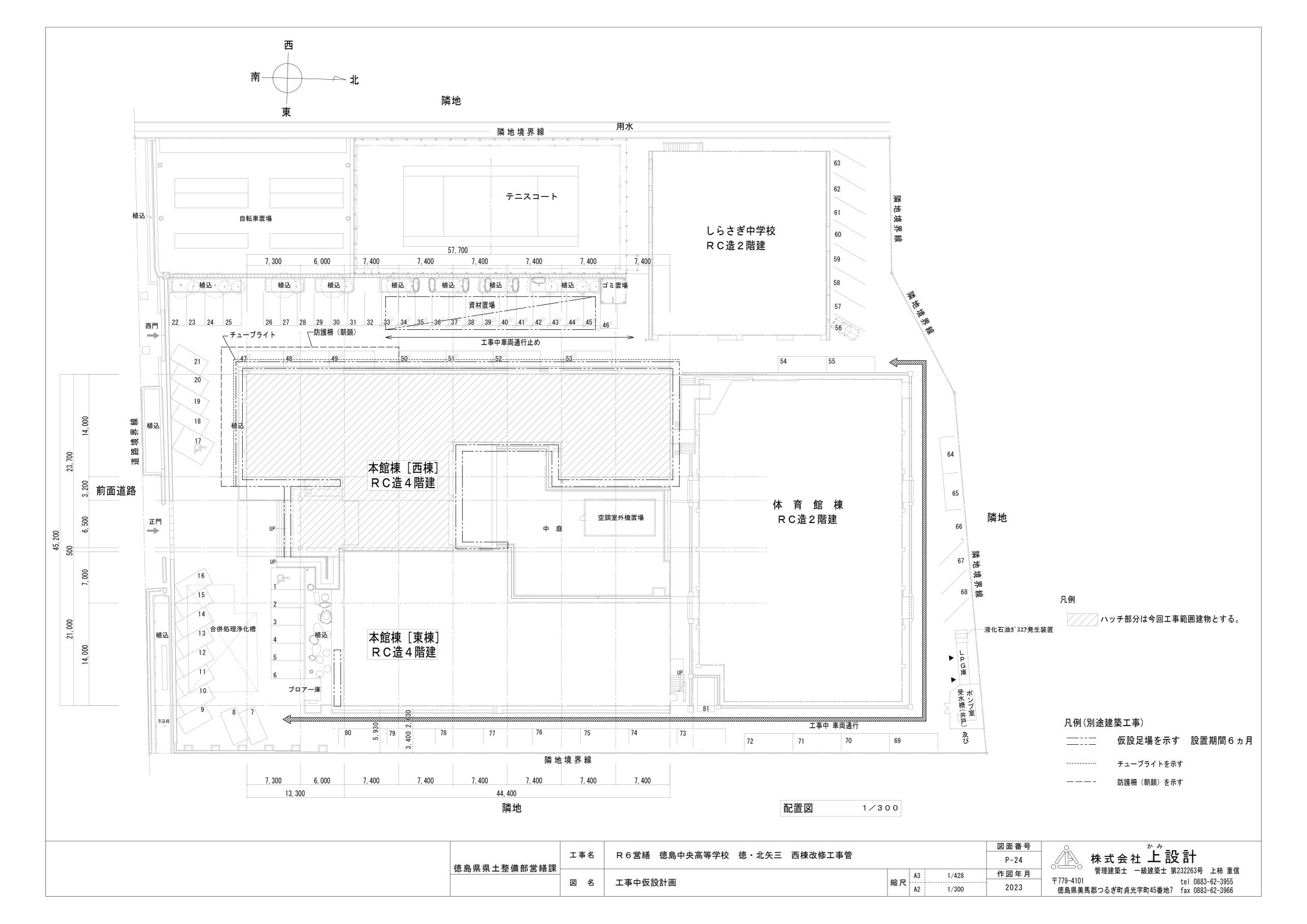
株式会社上設計

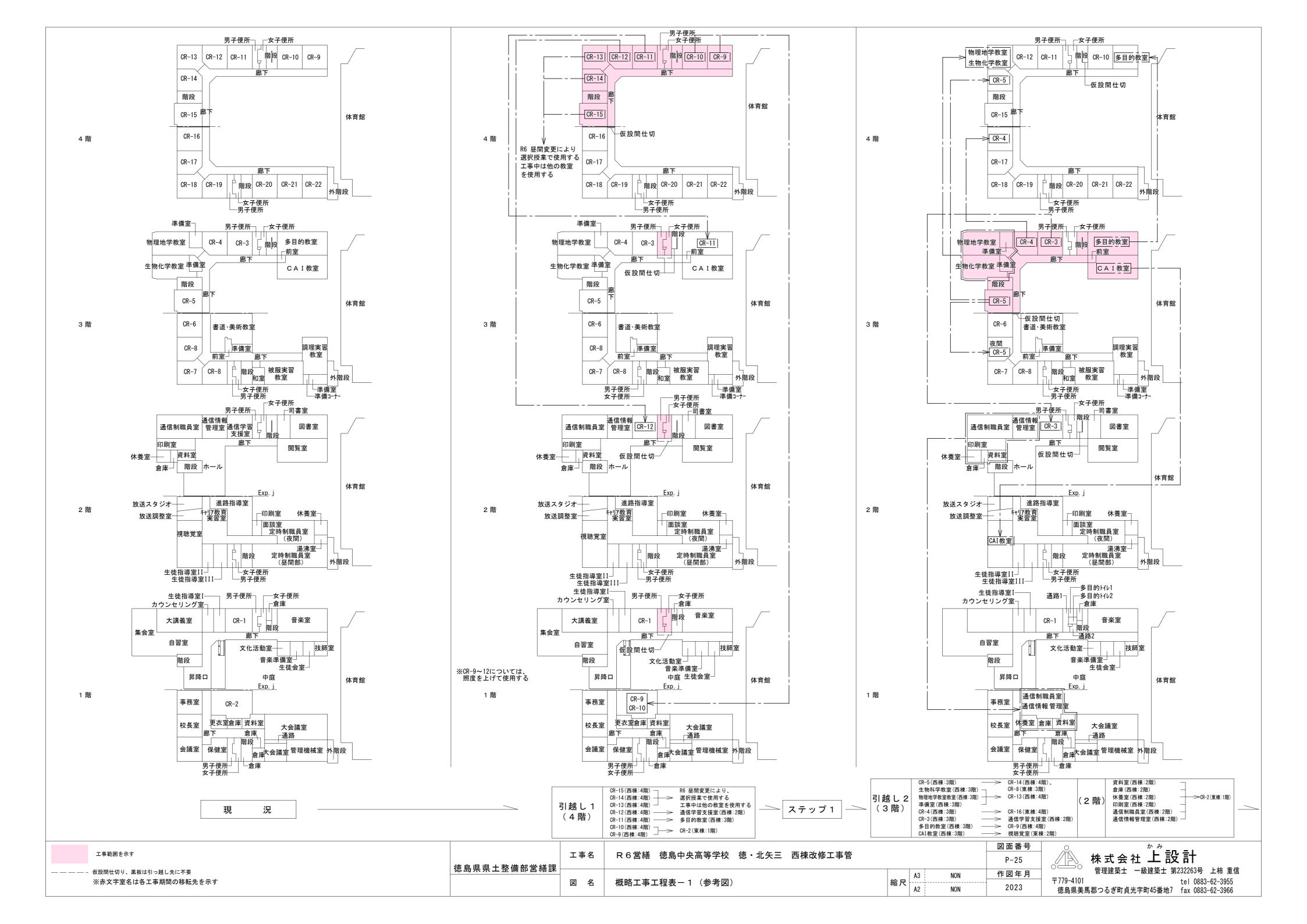


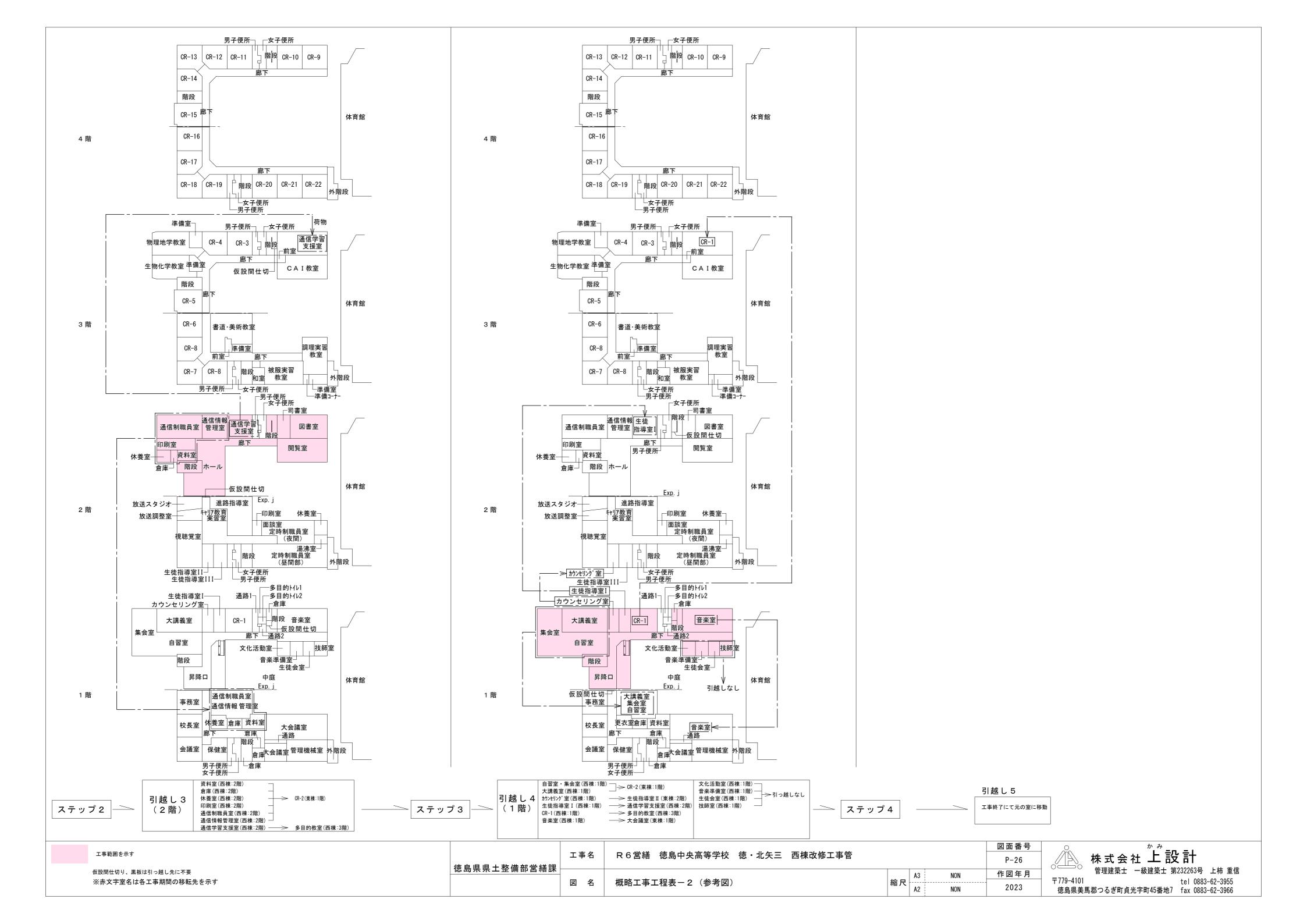












概略工程表

			1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月	6 カ月	7 カ月	8 カ月	9 カ月	10カ月	11カ月	12カ月	13カ月	14カ月	15カ月	16カ月	17カ月	18カ月	1 9 カ月
準備工事	1カ月																				
外部足場	8 カ月 2 週間																				
トイレ使用不可期間	2カ月半																				
ステップ 1	2カ月半	撤去																			
4 階内部改修		改修																			
ステップ2	2カ月半	撤去																			
3 階内部改修		改修																			
ステップ3 2階内部改修	2カ月半	撤去																			
		改修																			
ステップ 4 1 階内部改修	2カ月半	撤去																			
		改修																			
屋内階段改修工事	夏休み 期間			夏休みエ	事																
便所改修工事	4 カ月																				
屋上防水改修工事(別途発注)	3 カ月																				
外壁改修工事	6 カ月																				
体育館連絡通路改修工事																					
片付け・検査等																					

※屋内階段改修工事の期間も内部利用はあるため、各階段を順番に施工し、同時施工を避けること。 ※屋内階段改修工事の時期は、契約後協議すること。

参考図

※詳細は発注者と打合せすること

徳島県県土整備部営	工事名	R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管		図面番号 P-27	
心因不不工证师即已	図名	概略工事工程表-3(参考図)	縮尺 A3 NON A2 NON	作図年月	〒77

株式会社上設計

隣地

障物件の確認

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設資材設置を含む)着手まで

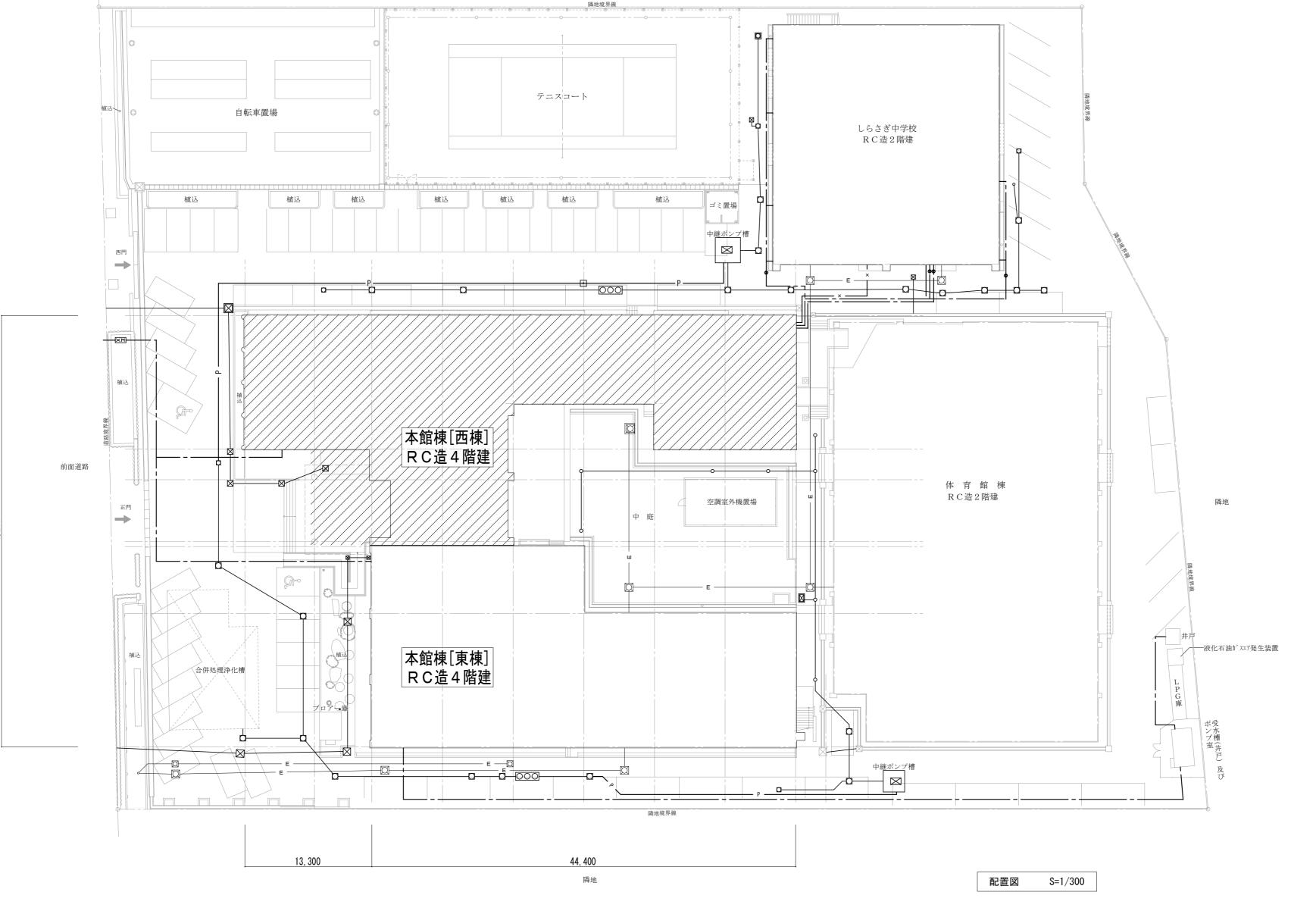
に調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること.

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、 規格、構造物等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

消火管

電気配管



ハッチ部分は今回工事範囲建物とする。

 (本)
 T事名
 R6営繕 徳島中央高等学校 徳・北矢三 西棟改修工事管

 (本)
 <t



株式会社上設計